

第3章

米 国

内国民待遇	111
(1) 港湾維持税	111
(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）	111
数量制限	112
(1) 輸出管理制度	112
(2) 丸太の輸出規制	113
関 税	113
(1) 高関税品目	113
(2) 時計の関税算定方法	114
アンチ・ダンピング	114
(1) バード修正条項（DS217/DS234）	116
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定	117
(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置（DS184）	122
(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続（サンセット条項）	124
(5) モデルマッチング	126
補助金・相殺措置	127
2014年農業法	127
原産地規則	129
時計の原産地表示規則	129
基準・認証制度	130
(1) 自動車ラベリング法	130
(2) CAFE（企業平均燃費）規制	131
(3) メートル法（国際単位系）の採用について	131
サービス貿易	132
(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）	132
(2) 金融分野の外資企業の参入規制	134
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制	135
(4) 海運分野の外資企業の参入規制	135

知的財産	137
(1) 商標制度 (オムニバス法第 211 条)	137
(2) 著作権制度	138
(3) 関税法第 337 条	139
政府調達	141
バイ・アメリカン関連法令	141
一方的措置・域外適用	145
1. 米国通商法 301 条関連	145
(1) 1974 年通商法 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1301 条による修正後の手続) 及びその他の関連条項	145
(2) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条)	150
(3) 電気通信条項 (1988 年包括通商競争力法第 1371 ~ 1382 条、「1988 年電気通信貿易法」)	150
(4) 政府調達制裁条項 (タイトル VII) (1988 年包括通商競争力法第 7003 条によって修正された連邦バイ・アメリカン法)	152
(5) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項	153
2. その他	153
(1) ヘルムズ・バートン法 (Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996)	153
(2) ミャンマー制裁法	154
(3) 包括的イラン制裁法及び国防授權法におけるイラン制裁条項	154
(4) 再輸出管理制度	156
(5) 外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: FATCA)	157

内国民待遇

(1) 港湾維持税

<措置の概要>

米国は、水資源開発法（1986年 Public Law 99-662）及び関連修正により、米国内の港湾を利用する者（荷主）に対し、貨物（輸出入及び一部国内貨物）の0.125%（1990年までは0.04%）にあたる従価税を賦課する制度を1987年から実施している。

本制度においては、輸出品については、関税と同時に徴収されているため捕捉率が高いが、輸出品及び国内貨物については、四半期ごとに船主又は輸出者により自主的に納入されることとなっており、捕捉率が低い。また、国内貨物については、①四半期当たり1万ドル以下の支払い、②アラスカ・ハワイその他の属領との交通、③魚類の荷揚げ、アラスカ原油等の一部の貨物、について免除が認められており、輸出品には免除は認められていない。

<国際ルール上の問題点>

本制度は、WTO協定上、輸出品への従価税の形式をとっているため、関税譲許表に記されている以上の税を輸入に際して課していることになり、GATT第2条（関税譲許）に違反する可能性がある。

捕捉率、免除の有無の点で、GATT第3条（内国民待遇）に違反する可能性がある。

港湾等の維持の費用以上に手数料を徴収していると考えられ、GATT第8条（輸出入に関連する費用）に違反する可能性がある等の問題点がある。

EUは、本制度について、1998年2月にGATT第22条に基づく協議要請を行い（我が国は第三国参加）、1998年3月及び6月に協議を実施したが、それ以降特段の動きはない。

米国内では、本制度の輸出品への適用につき、1998年3月に連邦最高裁判所が違憲判決を下している。これを受けて、政府は1998年4月25日に

輸出者に対する課税を中止したが、輸入者に対しては引き続き港湾維持税が賦課されており、上記の問題点は解決されていない。

<最近の動き>

水資源開発法については、2014年6月に改正案が承認されたが、港湾維持税については、徴収の根拠となる税制についての説明が、1986年から変化はない。

全米港湾管理協会（AAPA）は、同税徴収を避けるため、カナダの港湾で荷揚げした上で、陸路で米国に輸入される事例があり、その結果、特にカナダとの国境付近の米国の港湾に大きな不利益が生じていること等を理由として、同税徴収は撤廃すべきだと主張している。

(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）

<措置の概要>

米国政府は、本法に基づき、米国内の旅客・貨物輸送を、(i) 米国造船所で建造された、(ii) 米国籍の、(iii) 米国民所有で、(iv) 米国人船員の乗り組む船舶によるもののみを認め、結果として外国製船舶の輸入は阻害されることとなる。2010年、アリゾナ州選出の共和党上院議員とアイダホ州選出の共和党上院議員は、ジョーンズ法を無効とする内容のOpen America's Water Act (S.3525)を提出したが、議会を通過しなかった。

<国際ルール上の問題点>

当該措置はGATT第3条（内国民待遇）及び第11条（数量制限の一般的禁止）に違反すると思われるが、米国は、この措置を1947年のGATTの暫定的適用に関する特則の下で合法的に維持してきた。ウルグアイ・ラウンド交渉では、米国以外の加盟国は「上記特則は1994年GATTでは引き継がれない」点を受け入れたが、米国がジョーンズ法等の国内法維持の観点から同措置の維持を主張したため、最終的に1994年GATT・パラグラフ3に例外条項が置かれた。このような経緯に

より、同条項は極めて例外的に維持されてきたが、WTOの基本原則に照らせば、非常に問題である。

このため1994年GATT・パラグラフ3では、協定の効力発生の日の後5年以内、その後は免除が効力のある間は2年ごとに、当該免除措置についてその必要性を生じさせた事情が引き続き存在するかしないかをレビューすることとなっている。

<最近の動き>

本件は1999年7月以来WTO一般理事会において検討が行われているが、米国は国内法に変更がないことを理由に免除継続を主張している。また、米国は、「当該措置は、軍事転用可能な船舶の建造・補修を、米国の造船所に行わせることにより、米海軍の即応能力を保ち、国家の安全保障を維持することを目的として行っている」との主張をしている。

一方、我が国を始め多くの国は、1994年GATT・パラグラフ3による免除はGATTの基本原則からの重大な逸脱であることに鑑み、同措置の更新は抑制的になされるべきであり、レビューでは真剣な検討を要するとの立場をとっている。我が国は、2003年から2015年までの間、一般理事会や非公式協議において、書面及び口頭にて、ジョーンズ法の改正に係る進捗状況の説明等につき、米国へ要請してきたが、本措置がGATT基本原則から重大な逸脱であることについて十分な説明はなされていない（海運サービスとの関係については、本章「サービス貿易」参照）。

2015年11～12月の一般理事会において、我が国より本措置がGATT基本原則からの重大な逸脱であることを指摘したほか、各国からも米国に対する実質的なレビューの必要性及び内国民待遇からの逸脱が継続されることへの懸念が示された。また、米国产LNGの輸出にあたり自国（米国）籍LNG運搬船の使用を優遇する法律が2014年12月に同国で成立したことについても、状況の改善に逆行する動きとして同様に懸念を示した。

数量制限

(1) 輸出管理制度

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国では、従前は「輸出管理法」に基づき輸出管理が実施されてきたが、現在は「国際緊急経済権限法」に基づき、安全保障上の理由がある場合、及び外交政策上の理由がある場合、国内での供給不足の場合に、一方的に農産物の輸出制限等の措置を発動することが可能となっている。輸出管理法に基づき発動された1973年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974年、1975年及び1980年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。

<懸念点>

ウルグアイ・ラウンド合意により、農産品の輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになった。これに比べ、農業協定第12条における輸出禁止・輸出規制に対する規律は、緩やかなものとなっており、透明性、予見性、安定性に欠けている。上記の措置は、国際ルールとの直接の抵触はないが、貿易歪曲的な効果を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

<最近の動き>

WTO農業交渉において、輸出入国間の権利・義務バランスの回復、及び食料安全保障の観点から、輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の強化が必要である旨を日本提案に盛り込み、交渉を行っている。2008年12月の農業のモダリティ

議長案では、農業協定第12条1項の輸出禁止及び制限に係る規律を一部強化する案が示され、その後も、農業交渉会合、各国との二国間協議をはじめとする様々な機会をとらえ、輸出禁止・制限に対する規律強化の主張を展開している。

(2) 丸太の輸出規制

<措置の概要>

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990年に発効した「Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990 (1990年森林資源保全及び不足緩和法)」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイを除く西経100度以西の連邦所有林・州有林からの丸太輸出が禁止されている状態にある。ただし、政府が一定数量に限り、国内加工業者が活用しない余剰材として認定した場合には輸出可能としている。

<国際ルール上の問題点>

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置（GATT第20条（g））等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めたGATT第11条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中で丸太の輸出規制であるため、GATT第20条（g）では正当化されず、GATT第11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

上記措置については、マルチ、バイなどの場を通じて今後は正をはたらきかけていく。

関税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は3.3%であるが、履物（最高48%）、ガラス製品（最高38%）、陶磁器（最高28%）、毛織物（最高25%）、トラック（25%）、皮革製品など（20%）、チタン（15%）等の高関税品目が存在する。特にトラックについては、25%と非常に高く設定されており、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は100%であり、2015年の平均実行税率は3.3%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。また、ドーハ・ラウンド交渉の枠外で、IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から開

始される予定（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。

(2) 時計の関税算定方法

<措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額を i) ムーブメント、ii) ケース（外装）、iii) ストラップ・バンド・ブレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類（8 桁）に対する関税率は設定していない。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に沿ったものであり、WTO 協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法は貿易事業者に過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は機械式時計を前提としたものであるが、機械式時計の流通は現在世界でごく僅かしかなく、流通実態を反映していない。

1998 年及び 1999 年の日米規制緩和対話において、我が国は米国の時計輸入の関税算定に関し、部品ごとの関税額を合算して関税額を設定する方法を改め、時計完成品の HS 分類 6 桁ベースで関税率を定めることにより貿易手続の簡素化を図るよう要望した。しかし、1999 年 3 月に発表された ITC（国際貿易委員会）の関税簡素化のための報告書においては、依然として改善は見られず、8 桁のまま部品ごとに税率を算定して合算する方法

は引き続き維持された。加えて、構成部品の価格分割による算定方式は残存しており、改善が十分ではなかった。

<最近の動き>

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、改めて本問題を議論し、2004 年 6 月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告された。さらに、2005 年及び 2009 年に行われた日米貿易フォーラムにおいても、早期改善を要望し、また、2008 年及び 2010 年に実施された WTO における TPR 対米審査においても懸念表明を行っている。しかし、日本側の要望に対して米国は依然として上記措置を改善していないことから、我が国としては、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。

アンチ・ダンピング

1 概要

米国はアンチ・ダンピング（AD）措置の伝統的なユーザーであり、米国の AD 制度は、運用・手続に関して独自にルール化が進んでいる。特に、ダンピング・マージンの算定根拠を含め調査当局の判断根拠について情報開示が積極的に行われているため、他国と比較し制度の透明性が高いことが特徴である。このことにより、米国では、各利害関係者が調査の進捗や問題点を把握することを容易にし、利害関係者が自己の利益の擁護のため、意見・反論を提出する機会が確保されている。

一方、米国は、調査手続の透明性が高い反面、AD 措置の運用そのものに関しては一方的・保護

主義的な側面が多く見受けられる。これまで多くの国が問題点を指摘してきたが、依然として違法あるいは濫用的な運用がなされている点が存在しており、今後とも、協定整合性に係る問題点があれば指摘していくことが重要である。

2 TPA法の成立に伴うAD法の改正について

2015年、米国はTPP交渉に伴い、大統領貿易促進権限(Trade Promotion Authority=TPA)法を成立させた。その中には米国AD法(the Tariff Act of 1930 (19 U.S.C. 1677))の改正も盛り込まれており、具体的な主な内容は以下のとおりとなっている。今回の法改正は、米国がADを発動しやすくする方向で国内法改正を行っていることは明白であり、我が国としては、AD協定及びSCM協定に沿った要件に基づく規定及び運用となっているか注視を続ける必要がある。

(1) 不利な推定 (adverse inference) (section 776 of the Tariff Act of 1930 (19U.S.C. 1677e))

いわゆる「不利益FA (Facts Available)」。FAが適用される場面において、利害関係者が情報提供の要求に対して適切に対応していれば算定されたであろうダンピング・マージン等を決定し、又はそれと調整を行う必要がないことなどを明確に規定したもの。AD協定は、6.8条及び附属書2においてFAに関する規定を置いているところ、DS414(中国-GOES・AD)のパネル報告書では、FAの使用と不利な推定(adverse inference)の適用とを区別すべきであり、AD協定附属書IIは不利な推定を行うことを認めたものではないと判断している。本規定は、FAの適用の際に、いかなる場合であっても、適切に対応していれば算定されたであろうダンピング・マージンを適用する必要がないことを規定したものであり、運用次第ではあるが、適切なダンピング・マージンと乖離したFAの適用を認める可能性がある。

(2) 損害(国内産業の収益性の影響)(section 771 (7) of the Tariff Act of 1930 (19U.S.C. 1677 (7)))

実質的な損害(material injury)の定義に関し、国内産業に利益が出ていること又は業績が近年改善していることのみをもって損害がないことを認定してはならないと規定したもの。AD協定3.4条第2文は、「これらの要因及び指標(注:同条列挙の経済指標)は、すべてを網羅するものではなく、また、これらの要因のうち一又は数個の要因のみでは、必ずしも決定的な判断の基準とはならない。」と規定している。

本規定は、例えば、国内産業について利益が出ていること以外に損害を否定する理由がないが、知り得る要素全てを検討しても、当該利益が極めて大きく、損害を認定することが困難といった特定の事例において、ITCが損害を否定することを不可能にする、すなわち損害認定をせざるを得なくするという意味で、国内産業の利益・業績の要素を決定的な判断基準とするものといえる。したがって、AD協定3.4条第2文との整合性に懸念がある。

(3) 市場が特殊な状況にある場合(particular market situation) (section 771 (15) of the Tariff Act of 1930 (19U.S.C. 1677(15), 1677b(e)等))

①「市場が特殊な状況にある場合(particular market situation)」(AD協定2.2条にも同様の文言が存在)には、正常価格算定の基礎として用いることのできる「通常の商取引」ではないものとみなすこととするとともに、②正常価格の算定基礎の一つである構成価額の計算に際して、原材料費などが通常の商取引における生産費を性格に反映しておらず「市場が特殊な状況にある場合」「他の計算方法」(「any other calculation methodology」)を用いることができるとして広範な裁量を認めたものである。

本規定の②については、他の計算方法を使用できると規定しているのみで、何ら制限が付されていないため、今後の運用次第で、AD協定2.2条との整合性が問題となりうる。

(4) サンプリングにおいて自発的な対応を行った回答者に関するDC (Department of Commerce)

の負担の減少 (reduction in burden on DC by reducing the number of voluntary respondents) (section 782 (a) of the Tariff Act of 1930 (19U.S.C. 1677m (a) 等)

生産者又は輸出者について個別にダンピング・マージンを定めなければならないとの規定の条件として、米国の現行法は「そのような情報（注：検討対象とされた輸出者又は生産者に対して要求された情報）を提出した輸出者又は生産者の数が、ダンピング・マージンの個別の検討が、不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結させることを妨げるほど多いわけではない場合」と定めている。かかる条件を、「調査又は見直しの対象となる輸出者又は生産者の数が、追加的にダンピング・マージンを個別に検討することが、行政当局にとって不当な負担となり…（略）…場合」と修正するとともに、不当な負担の検討要素として、当該事案の論点の複雑さ等の当該調査自体に内在的な要素のみならず、当該行政当局によって実施されている調査の合計数といった当該調査と無関係な外在的要素をも考慮できることを提案する。本規定は、サンプリング調査の対象となっている当該調査の枠を超えて、当該行政当局によって行われている調査の合計数といった当該調査と無関係な外在的要素を拡大しており、その運用次第では、AD協定6.10条の例外を定めた AD協定6.10.2条第2文に整合しない可能性がある。

3 主な紛争事案についてこれまで、我が国は、米国政府に対し、米国のAD制度における問題点として、ゼロイング方式による不当なダンピング認定（下記(2)参照）、関連者の判断基準（下記(3)参照）、課税対象範囲に係る同種対象製品の取扱い、モデルマッチングの問題（下記(5)参照）、知り得た事実 (facts available, 以下「FA」という。）の適用方法、サンセット・レビューの判断基準（下記(4)参照）等、多くの諸問題を指摘し改善を求めてきた。ここでは、AD協定に係る日米間の主

な紛争事案について説明する。

(1) バード修正条項 (DS217/DS234)

<措置の概要・国際ルール上の問題点>

「バード修正条項 (Byrd Amendment)」(Continued Dumping and Subsidy Offset Act of 2000) とは、輸入品に対するAD税・相殺関税の賦課により米国政府が徴収した税額を、当該AD・相殺関税賦課措置を申立て・支持した国内生産者等に分配する法律であり、2000年10月、バード上院議員のイニシアティブにより、1930年関税法の改正法として成立した。

2000年12月、我が国、EU、豪州、韓国、ブラジル、インド、タイ、インドネシア及びチリの9か国・地域は、バード修正条項はWTO協定に整合しないとして、米国に対し、共同でWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い (DS217)、2001年6月、カナダ及びメキシコも同様の要請をした (DS234)。その後、単一のWTOパネルの設置 (同年9月)、同条項の協定違反を認定するパネル報告書の発出 (2002年9月)、これに対する米国の上訴を経て、2003年1月、上級委員会が、徴収額の分配を定めるバード修正条項は、協定上許容されないダンピング輸出・補助金に対する特定の措置に該当するとして、AD協定第18.1条、補助金協定第32.5条等違反を認定する報告書を発出した。同報告書は、同月、WTO紛争解決機関 (DSB) にて採択され、その後WTO仲裁判断により (DSU第21.3条仲裁)、米国がDSBによる勧告を履行する期限が同年12月末と定められた。

しかし、米国が履行期限までに勧告を履行しなかったため、2004年1月、我が国、EU、カナダ、メキシコ等の8か国・地域は、DSBに対抗措置の承認申請を行った。これに対し、米国が当該対抗措置の規模について異議を述べ仲裁手続に付すことを要請した結果 (DSU第22.6条仲裁)、同年8月、各年の対抗措置の上限額を、バード修正条項に基づく直近年の分配額に0.72を乗じた額とする旨の仲裁判断がなされた。我が国を含む上記8か国・

地域は、同年11月及び12月に、米国からの輸入品について仲裁判断により許容された範囲内で追加関税を賦課することにつき、DSBに改めて承認申請を行い、承認された。これを受けて、2005年5月にEU及びカナダ、同年8月にメキシコ、同年9月に我が国がそれぞれ対抗措置を発動した(我が国の対抗措置は、ベアリング7品目、鉄鋼製品3品目等、工業品合計15品目について、15%の追加関税を1年間賦課(対抗措置上限額は約56.8億円))。

その後米国は、2006年2月、バード修正条項の廃止を定める2005年赤字削減法を成立させ、これによりWTO上の義務は履行されたと主張した。しかし、同法は、2007年10月1日までバード修正条項を維持し、同日より前に通関された物品について徴収された金額は、その後も引き続き分配を行うことを内容とするものであった。バード修正条項の廃止を表明したこと自体は評価できるが、同条項に基づく分配が継続される限り、WTO協定違反の状態は何ら解消されない。そこで我が国は、2006年9月より1年間ずつ上記対抗措置を延長してきた。

2008年9月から2012年に至るまでは、分配額の減少に伴う対抗措置上限額も減少したことから対象品目(ベアリング1又は2品目)及び税率を変更の上で、対抗措置を1年ずつ延長した。その後、2012年に、米国は通常の分配(約217万円)に加え、分配適格が裁判で争われていたために2006年以来「留保」されていた約81.5億円を分配したため、分配額が大幅に増加した。これに伴い、2013年度の対抗措置上限額も約58.7億円と大幅に増加したことから、2013年9月より、対抗措置の対象品目をベアリングのほか、鉄鋼関連の13品目に拡大して17.4%の追加関税を賦課している(2014年8月末に措置終了)。

なお、我が国のほかEUも引き続き対抗措置を継続している(2013年5月からは4品目に対し26%の追加関税を賦課)。カナダ及びメキシコは、現在は対抗措置を発動していない(2006年4月の米国国際貿易裁判所判決(カナダ及びメキシコに対するバード修正条項の適用についてNAFTA実施法違反を認定)を受け、両国製品にかかる同年度分配額はゼロとなった)。

<最近の動き>

2013年及び2014年の我が国関連品目の分配額は、僅少だったことから、2014年及び2015年において対抗措置は延長せず、その権利を留保することとし、WTO・DSB(紛争解決機関)に対して、その旨の通報を行った。

ただし、今後も、2007年10月1日より前に通関した物品についての徴収額の分配は、今後数年は続くと思込まれるため、2016年以降の対応については、直近年の米国による分配額等を踏まえつつ、対抗措置内容の検討を行う。また、我が国としては、引き続き米国に対し、同条項に基づく分配を速やかに停止し、WTO協定違反の状態を完全に解消するよう強く求めていく。

(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定(DS322)

<措置の概要>

米国では、ある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い(ダンピングしていない)場合、加重平均の際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた(図表I-3-1参照)。これをゼロイングという。

<図表 I - 3 - 1> ゼロイング方式の適用によるダンピング・マージン算出の例^(注)

	国内価格 (\$)	輸出価格 (\$)	製品ごとのダンピング・マージン (\$)
製品A	115	95	20
製品B	80	70	10
製品C	100	150	-50 (ゼロイング方式の適用により、これをゼロとみなして計算)
製品D	105	85	20
合計	400	400	

(各製品の国内販売量及び輸出量については、計算の都合上すべて「1単位」として計算)

(注) ゼロイング方式を適用しない場合、ダンピング・マージンは次のようになる。

$$\text{ダンピング・マージン (\%)} = (\text{国内価格と輸出価格の差の加重平均}) \times 100 = \frac{20 + 10 - 50 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 0\%$$

したがって、ダンピングは生じていない。しかし、ゼロイング方式を適用すると

$$\text{ダンピング・マージン (\%)} = \frac{20 + 10 + 0 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 12.5\%$$

となり、人為的にダンピングが創出されてしまう。

ゼロイングについては、まず、2001年3月に採択されたEUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置の上級委員会(DS141)報告書において、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均を比較してダンピング・マージンを算出する際(いわゆるW-W方式)にゼロイング方式を用いることがWTO協定不整合と判断された。しかし、米国は、ゼロイング方式がWTO協定違反であると認定されたのは、当該個別のケース(いわゆるas applied)に限られ、米国のゼロイング方式そのもの(いわゆるas such)がWTO協定違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイング方式を適用していた。

これにより、ベアリング産業をはじめとする我が国産業界は、ゼロイングを用いて算出された税率でAD課税を受け、本来よりも過剰なAD税が賦課されるという被害を、長年、被ってきた。そのため、我が国は、2004年11月、日本製鉄鋼厚板やボール・ベアリングを始め13件のAD措置における米国のゼロイング方式の適用及びゼロイング方式それ自体等について、対米WTO協議要請を行い(DS322)、さらに2005年2月にパネル設置を要請した。

<国際ルール上の問題点>

2007年1月、上級委員会は、ダンピングの有無及びダンピング・マージンを決定するための調査(初回調査)及びAD措置発動決定後の手続(定期見直し等)におけるゼロイング方式の適用をWTO協定違反とする我が国の主張を全面的に受け入れる内容の報告書を発出し、同月、報告書が採択された。本件の争点及びパネル・上級委員会の判断は次のとおり(本件も含むゼロイング紛争に関するWTOパネル・上級委員会の判断は図表I-3-2参照)。

- ① 初回調査におけるゼロイング方式の適用(AD協定2.1条、2.4条、2.4.2条) = as such

上級委員会は、ダンピング及びダンピング・マージンは個々の取引ではなく調査対象産品全体との関係でその存在が認定されるのであり、正常価額と輸出価格の比較の一部ではなく、そのすべてを考慮しなければならないとして、初回調査におけるゼロイング方式の適用をAD協定違反としたパネルの判断を支持し、米国が初回調査において個々の取引の比較に基づいてダンピング・マージンを算出する際にゼロイング方式を適用することはAD協定2.1条、2.4条、2.4.2

条に違反すると判断した。

- ② 定期見直し等におけるゼロイング方式（AD協定2.1条、2.4条、9.1条、9.3条、9.5条）=as such
 パネルは定期見直し等におけるゼロイング方式はAD協定に違反しないと判断したが、上級委員会はパネルの判断を覆し、上記①と同様の理由で、定期見直し手続においても、ゼロイング方式が、輸出価格と正常価額との「公正な比較」を義務付けるAD協定2.4条やAD税の額

をダンピングの価格差以下と規定したAD協定9.3条等に違反すると判断した。

- ③ 定期見直し及びサンセット・レビューにおけるゼロイング方式の適用（AD協定2条、9.1条、9.3条、9.5条11条）=as applied
 米国の日本製品AD措置に関する11件の定期見直し及び2件のサンセット・レビューにおいて、ゼロイング方式を適用することはAD協定2.4条、9.3条、11.3条等に違反すると判断した。

<図表 I - 3 - 2 > ゼロイング紛争に関する WTO パネル・上級委員会の判断一覧

	初回調査					定期見直し	
	W-W 方式		T-T 方式				
	As applied	As such	As applied	As such	As applied	As such	
EU - インド製ベッドリネン AD (DS141)	上級委員会 2001年3月 報告書公表	違反	-	-	-	-	-
米国 - カナダ産軟材 AD (DS264)	上級委員会 2004年8月 報告書公表	違反	-	-	-	-	-
米国 - EU ゼロイング (DS294)	パネル 2005年10月 報告書公表	違反	違反	-	-	違反なし	違反なし
	上級委員会 2006年4月 報告書公表	-	-	-	-	違反	-
米国 - カナダ産軟材 AD (履行確認手続) (DS264)	上級委員会 2006年8月 報告書公表	-	-	違反	-	-	-
米国 - 日本ゼロイング (DS322)	パネル 2006年9月 報告書公表	違反	違反	-	違反なし	違反なし	違反なし
	上級委員会 2007年1月 報告書公表	-	-	-	違反	違反	違反

(注) 網掛けは当該項目について初めてAD協定違反と判断した案件を、「-」は当該項目について判断していないことを表す。

<最近の動き>

2007年1月の上級委員会報告書採択後、日米間の合意によりWTO勧告の履行期限は2007年12月24日となった。しかしながら、米国は、履行期限を過ぎても一部是正措置を行ったにとどまり、依然としてWTO勧告不履行の状態が継続していた。

そのため、2008年1月、我が国は、米国のWTO勧告不履行による対抗措置の承認申請を行い、米国がこれに不服を述べたため、本件は対抗措置の規模を決定するための仲裁に付託された。さらに、米国はWTO勧告を履行したとの主張を行ったため、日米両国は上記仲裁を一旦停止し、まずは履行確認パネル手続が進められ、2009

年4月にパネル報告書が公表された。同報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、ゼロイング方式そのもの(as such)及び、ゼロイング方式の個別ケースにおけるゼロイング方式の適用(as applied)について、米国による是正がなされておらず、米国はWTO勧告を履行する義務を果たしていないと認定され、同判断は、同年8月、上級委によって全面的に支持された(履行確認パネル・上級委員会の判断は図表I-3-3参照)。しかし、その後も米国が履行する動きが見られなかったため、我が国は2010年4月、米国に対して対抗措置の規模を決定する仲裁手続の再開を申請し、同年10月に仲裁会合が開催された。

その後、同年12月、米国はゼロイング方式に係るWTO勧告を履行するため、商務省規則改正案を公表し、これについて我が国が米国とその内容等について議論を重ねた結果、2012年2月、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同月、米国は商務省規則の改正を公表した。この改正内容は、大要、以下のとおり。

- ① ダンピング・マージンの算出に際し、国内取引の加重平均価格と輸出取引の加重平均価格とを比較する計算方法(いわゆるW-W方式)を原則的に使用することとし、今後は国内平均価格よりも高値の輸出取引を無視せずに税率を計算する(ゼロイング方式の廃止)。個別取引どうしを比較する計算方法(いわゆるT-T方式)でも同様にゼロイング方式を廃止する。
- ② ゼロイング方式を適用してAD協定違反と認定された過去の定期見直しでの税率を、サンセット・レビューでの「ダンピングの継続・再発」の認定資料としない。

2012年6月、米国は、パネル又は上級委員会によってWTO協定不整合と判断された措置をWTO協定に整合するよう是正することを目的としたウルグアイ・ラウンド協定実施法129条

に基づき、職権で改正商務省規則に沿って預託AD税率の再計算を行い、我が国の品目(ステンレス薄板)について預託AD税率を0.54%から0.00%に変更した。以上の米国の措置を受けて、我が国は同年8月、覚書に基づき、対抗措置の承認申請を撤回した。

このように、本件紛争は解決に向けて大きく進展したが、ゼロイングの確実な廃止には、改正された商務省規則に基づき、今後のAD調査手続においてゼロイング方式が適用されないことが必要である。

なお、本件でゼロイング方式の適用を争った日本製ボール・ベアリング及び部品に対するAD措置については、我が国ベアリング業界が、米国国内裁判でサンセット・レビューによる5年間(2006年9月～2011年9月)の課税延長決定について米国国内法との整合性を争い、2011年5月に第一審(国際貿易裁判所)で勝訴したため、同年7月にはAD課税命令が暫定的に取り消されていた。そのため、覚書締結後に直ちに預託AD税率の再計算はされなかった。しかし、2013年5月に第二審(連邦巡回区控訴裁判所)で我が国業界が逆転敗訴し、課税延長決定が妥当と判断され、続いて同年11月に商務省がAD課税命令を復活させ、徴税と見直し手続を再開すると通知した(なお、2014年2月に我が国業界が最高裁に上告したが、2014年6月に最高裁は不受理を決定)。そして、本件の第21回定期見直し(2009年5月～2010年4月分)及び(仮決定は2011年4月)第22回定期見直し(2010年5月～2011年4月分)が開始されたものの、2014年1月に開始された第3回サンセット・レビューにおいて、国内産業の申請がなかったため、2014年3月にAD課税措置が撤廃された(2011年9月15日に翻って措置失効)。(なお、下記参考のとおり、一部の定期見直しについては国内裁判が進行中)。

<図表 I - 3 - 3> DS322 の履行確認パネル・上級委員会の判断

	初回調査		定期見直し	新規供給者 見直し	サンセット・ レビュー
	W-W方式	T-T方式			
As such (制度自体)	米国 履行済	未履行	未履行	未履行	-
As applied (個別措置)	米国 履行済	-	未履行	-	未履行



ターゲット・ダンピングの認定とゼロイング方式に関する問題

ゼロイング方式について、初回調査及び定期見直しを含む AD 手続全体を通じて AD 協定違反であることが、上記 DS322 等これまでのパネル・上級委員会により認定されている。しかし、AD 協定 2.42 条第二文で規定される「輸出価格の態様が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」（これを「ターゲット・ダンピング」という。）には、「加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる」が、このような規定は、一部の輸出取引を取り出して正常価額と比較することを想定しているため、一部加盟国は、この規定の下ではゼロイング方式が許容されると主張している。パネル及び上級委は、過去の紛争においてゼロイング方式は AD 協定違反であると繰り返し判断しているものの、いずれも 2.42 条第二文が直接問題とされた事案ではなく、第二文の場合にゼロイング方式を適用することが AD 協定に違反するかどうかという論点について明示的な判断は示されていない。このため、第二文以外の場合におけるゼロイング方式の協定不整合が確定した今後は、ターゲット・ダンピングが恣意的に認定され、實際上、ターゲット・ダンピングの名の下にゼロイング方式が多用されるのではないかというおそれがある。

この点、近時、米国が多くの事例でターゲット・ダンピングを認定し、その運用を発展させているこ

とが注目される。

すなわち、米国は、2007 年 9 月、韓国製光沢紙 AD 調査において、初めてターゲット・ダンピングを認定した（ただし、ダンピング・マージンが AD 協定 5.8 条に規定する「僅少」に該当するため、調査手続が取りやめとなり、結果的に措置は課されなかった）。さらに、同年 10 月には、ターゲット・ダンピングの認定のための閾値、テスト、ガイドライン等について、パブリックコメントを行い、2008 年 5 月には詳細なターゲット・ダンピングの認定要件、具体的な計算方法を示したパブリックコメントを行った。しかし、ターゲット・ダンピングの認定実績がほとんどなく、具体的なケースの判断を積み重ねる必要があるとして、同年 12 月のパブリックコメントを経た上で、ターゲット・ダンピングに関連するすべての規定を撤回した。その後、米国は、韓国製住居用大型洗濯機 AD の初回調査や中国製 PET フィルム AD 措置の定期見直し等において、それぞれターゲット・ダンピングを認定した。

韓国は 2013 年 8 月に (DS464)、また、中国は同年 12 月に (DS471)、それぞれ米国がターゲット・ダンピングを認定した事案でゼロイング方式を適用したと主張して WTO 協議要請を行った。その後、韓国は上記協議結果を踏まえて同年 12 月にパネル設置要請を行っており、現在 DS464 及び DS471 について、パネル審理を終え、パネル報告書の配布を待っている状況にある。

これまで米国の我が国に対する AD 調査・措置においてターゲット・ダンピングを認定した例はな

いが、米国によるターゲット・ダンピングの認定及びダンピング・マージンの認定手法の協定整合性を注視していく必要がある。この点、近時、米国が従来のターゲット・ダンピングの認定手法に代えて、Differential Pricing Analysis という手法¹を適用し始めたことが注目され、DS464 ではこの手法が2.4.2 条第二文に整合するかも争点のひとつとなっている。

なお、日本製ボール・ベアリング及び部品に対するAD措置の第21 回定期見直し（2009 年5月～2010 年4月30日）について、商務省がダンピングマージンの計算の際に、Differential Pricing Analysis を使用しなかったことを法令違反として、2015 年3月に米国内産業が国内裁判所（CIT）に提訴している

(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置 (DS184)

<措置の概要>

米国は、1998 年10月、日本製熱延鋼板に対するAD調査を開始し、1999 年6月にAD税賦課を決定した。

2000 年1月、我が国は、本AD調査におけるダンピング・マージンの算出方法、AD税の遡及賦課である「緊急事態」の認定方法、損害及び因果関係の認定方法及び不公正な調査手続がGATT及びAD協定に違反するとして、WTO協定に基づき米国と二国間協議を行ったが、双方の意見の一致に至らなかったため、同年3月にパネルが設置されることになった。2001 年2月に配布されたパネル報告書では、一部について我が国の主張が

認められたものの、一部については退けられた。このため、日米両国ともパネル報告書の内容を不服として、同年4月に米国が、5月には我が国が上級委員会に上訴し、同年7月に我が国の主張が概ね認められた内容の上級委員会報告書が配布され、同年8月に採択された。

<国際ルール上の問題点>

パネル及び上級委員会報告書で支持された我が国の主張内容は以下のとおりである。

- ① ダンピング・マージン算出において、ダンピングの調査当局である商務省が調査対象企業3社に対してFAを不当に適用し、高率のダンピング・マージンを課したことはAD協定6.8条及び附属書IIに違反。

1 Differential Pricing Analysisは、輸出取引をグループ分けした上で、統計的な手法を用いて、AD協定2.4.2条第二文に規定する要件の有無を判断するための手法であり、次の二段階に分かれる。第一段階では、「輸出価格の様相が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め」との要件を判断するためとして、調査範囲に含まれる輸出価格をまずモデル毎に分けた上で、さらに異なる購入者、地域又は時期毎の小グループに分け、それぞれの小グループがほかの小グループからどの程度逸脱しているかを判定する。具体的には、分析対象の取引群（小グループ）と比較対象の取引群（小グループ）との平均の差異の程度を統計的に測定する“Cohen’s d test”を適用して、輸出取引のグループ間でどの程度の価格の違いがあるかを分析した上で、Cohen’s d testによって他の取引と異なると認定された輸出取引（小グループの集合）の合計価値が、輸出取引全体のどの程度の割合を占めるかを検証する“ratio test”が実施される。第二段階では、「加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」との要件を判断するためとして、W-W方式の比較によって算出したダンピング・マージンとW-T方式（加重平均に基づいて定められた正常価額と個々の輸出取引の価格を比較する方式）の比較によって算出したダンピング・マージンがどの程度異なるかを検討し、W-W方式とW-T方式で計算したダンピング・マージンが一定程度以上異なる場合には（なお、米国はW-W方式ではゼロイングを使用せず、W-T方式ではゼロイング方式を使うため、通常異なるマージンが算出されることに注意）、上記「説明」要件が満たされたと判定する。第一段階と第二段階の双方が満たされた場合、他の取引と異なると認定された輸出取引の集合（又は、さらに一定の要件が満たされた場合には全ての輸出取引）についてW-T方式及びゼロイングを適用する。更なる詳細は、中国及びオーストリア製キサンタン・ガムAD案件（2013年7月最終決定）のメモランダムに記載されている。

- ② 商務省が調査対象企業以外の者に適用されるダンピング・マージン (all others rate) を算出する際にも、FA を不当に適用したことは AD 協定 9.4 条、18.4 条等に違反。

また、all others rate の算出方法を規定する米国 AD 法の規定それ自体については、AD 協定上、以下の問題点がある。

すなわち、AD 協定では、原則として個々の輸出者について個別にダンピング・マージンを算出することを定めている (6.10 条前段) が、輸出者数が非常に多い場合には、調査対象を合理的な数 (統計上有効なサンプル) に限定し (「サンプリング」という。6.10 条後段で規定)、サンプル抽出されなかったその他の企業 (all others) については、サンプル企業について算

出した個別ダンピング・マージンの加重平均を超えない範囲のダンピング・マージンを適用することを認めている (“all others rate” という。9.4 条で規定)。しかし、サンプル企業の個別ダンピング・マージンが、AD 協定 6.10.2 条に規定される FA に一部でも依拠して算出されていた場合、all others rate の算出に当たっては、当該企業のダンピング・マージンを用いずに加重平均を計算しなければならないことが規定されている (9.4 条後段)。一方、米国 AD 法は、サンプル企業の個別ダンピング・マージンの算出が完全に FA に依拠して算出されている場合のみ、これに基づかずに all others rate を算出するとの規定となっており、この運用は AD 協定 9.4 条に反する (図表 I - 3 - 4 参照)。

<図表 I - 3 - 4 all others rate の算出例>

輸出者	サンプル企業				その他の企業	
	A	B	C	D	E	F
ダンピング・マージン	10%	20%	30% (一部 FA 適用)	40% (完全 FA 適用)	all others rate	all others rate

(注) 便宜上、各輸出者の輸出量はすべて同じと仮定する。

その他の企業 E 及び F のダンピング・マージン (all others rate) の算出方法は以下のとおり。

- WTO 協定 (9.4 条後段) 上は、一部でも FA を適用したものを除く A 及び B の加重平均 = $(10+20) \div 2=15\%$
- 米国国内法上は、完全に FA を適用したもののみを除く A、B 及び C の加重平均 = $(10+20+30) \div 3=20\%$

- ③ 国内価格 (正常価額) の算出において、商務省が恣意的に設定した基準を基に認定した日本国内における関連者間取引 (関連会社への販売) を「通常の商取引」でないとして国内価格の算出から除外してダンピング・マージンを計算したことは AD 協定 2.1 条に違反。
- ④ 損害の認定に関して、輸入品の市場シェア及び米国鉄鋼産業の利益率の決定の際、次工程向け産品を除く市販向けの市場に「主として焦点を当てる (focus primarily)」方法で損害認定を行ったが、次行程向け産品の市場に関する分析を行わなかったことは、AD 協定 3.1 条及び 3.4 条に違反。

<最近の動き>

本件上級委員会報告書において、① all others rate の算出方法を規定する米国 AD 法 (1930 年関税法第 7 章) の改正、②国内価格 (正常価額) 算出の際の日本国内における関連者間取引を「通常の商取引」でないとして除外する恣意的な基準の廃止、③商務省による AD 協定統合的なダンピング・マージンの再計算、④国際貿易委員会による AD 協定統合的な損害の再認定の 4 点が勧告された。また、本勧告の妥当な実施期間 (RPT) は 2002 年 11 月 23 日と定められた。

しかし、米国はこの RPT 内に上記②及び③を行ったものの、①及び④については全く履行しなかった。米国は残りの勧告を実施するために RPT

を延長したい旨我が国に要請し、我が国がこれを了承し、RPTが延長された。その後、米国は法改正を模索したものの、履行期限までにその目途が立たず、RPTの再延長及び再々延長を申し出た。我が国は、履行期限を延長して改正を引き続き求めることが適当と考え、いずれも要請に応じた。

その後、米国AD法の改正については、勧告実施のための法案が議会に提出されたものの、再々延長した履行期限までに成立の見通しは立たず、4度目の履行期限延長を行うことが検討されたが、これ以上履行期限を延長しても何ら効果が期待できないばかりか、WTO紛争解決手続の信頼性を損ないかねないため、2005年7月、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで合意した。その後我が国の累次の要請にもかかわらず、改正法案は2006年末、審議未了のまま廃案となった。2010年まで引き続き紛争解決機関（DSB）定例会合で米国に対して早期履行を継続的に求めたほか、日米の事務レベルでの協議やTPR（貿易政策検討）対米審査でも議題・質問として取り上げ、2011年にも日米経済調和对話で議題として取り上げた。

そして、2011年6月、米国は、2010年に開始されたサンセット・レビューの結果、1999年以来継続してきた日本製熱延鋼板に対するAD措置を、2010年5月に遡り撤廃した。

このように本件AD措置自体は廃止されているが、all others rateの算出方法を規定する米国AD法は未だ改正されていない。2014年12月の対米WTO貿易政策審査（TPRM）でも算出方法を規定する国内法の改正の見通しを書面で質問を行

い、米国政府から米国議会とともに協力して適切な措置を行う旨の回答を得ているが、未だWTO勧告の完全な履行は行われていない状況にある。

DSB勧告の不履行はWTO紛争解決制度の信頼性を損ないかねないものであり、今後も引き続き、米国が勧告内容に沿った措置の実施を行うよう働きかけていく必要がある。

(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続（サンセット条項）

<措置の概要>

AD協定11.3条にはサンセット条項が規定されており、AD課税はダンピング・損害双方についての見直し（レビュー）で措置の継続の必要性があると認定された場合を除き、5年間で失効（サンセット）することとされている。米国のAD法にもサンセット条項が規定され、サンセット・レビューが行われているが、対日AD措置のうち、これまでに措置の発動・延長後5年を経過し、サンセット・レビューの結果が出た措置は延べ104件（2回目以降のレビューを各1件として含めた数である。）中、撤廃に至った52件のほとんど（約70%の35件）は、米国の国内産業側がAD措置存続について一切関心を表明しなかったために失効したものである。また、商務省が撤廃の判断を下したものは1件もなく、多くの措置が延長された結果、米国の対日AD措置のうち半数以上が10年を超えるものとなっている（図表I-3-5）。なお、2016年2月末時点で、10年以上継続中の対日AD措置は13件ある（図表I-3-6）。

<図表 I - 3-5> 対日AD措置（価格約束を含む）のサンセット・レビューによる撤廃・継続状況

(1995年1月～2016年2月末)

レビュー開始	1999年以前				2000年以降			
	失効（国内産業からの関心表明無し）	サンセット・レビュー実施			失効（国内産業からの関心表明無し）	サンセット・レビュー実施		
ITC撤廃		DOC撤廃	継続	ITC撤廃		DOC撤廃	継続	
結果	17	11	0	17	18	5	0	36

(注1) 米国はWTO協定発効前（1995年以前）に発動を開始した措置についても、1998年から1999年の間に順次サンセット・レビューを行った。

(注2) 記載のデータは2回目以降のレビューを含めた数である。また、一部撤廃は「継続」として数えている。

(2016年2月末現在)

＜図表 I - 3-6＞ 10年以上措置が継続されている対日AD措置（2016年2月末現在、価格約束を含む）

措置発動日	対象品目	継続期間
1978年12月8日	PC鋼より線	37年間
1987年2月10日	溶接管継手	29年間
1988年8月12日	真鍮板	27年間
1991年5月10日	グレイポルトランドセメント	24年間
1995年2月21日	ステンレス棒鋼	20年間
1996年7月2日	クラッド鋼板	19年間
1998年9月15日	ステンレス線材	17年間
1999年7月27日	ステンレス薄板	16年間
2000年6月26日	大径継目無鋼管	15年間
2000年6月26日	小径継目無鋼管	15年間
2000年8月28日	ブリキ及びティンフリー・スチール	15年間
2001年12月6日	大径溶接ラインパイプ	14年間
2003年7月2日	ポリビニル・アルコール	12年間

＜国際ルール上の問題点＞

AD協定11.3条には、サンセット・レビューにおいて措置継続の必要性（措置を撤廃すれば、ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること）が認められない限り、AD措置は5年で失効する旨、明記されている。しかしながら、上記のとおり、米国の対日AD措置に関しては、サンセット・レビューが開始され結果の出た104件（2回目以降のレビューを各1件として含めた数である。）のうち過半数の53件について措置の継続の必要性があると決定されていることに見られるとおり、米国の運用実態は「原則継続・例外撤廃」と、原則と例外が逆転してしまっている。このため、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度はAD協定に不整合であるとして問題視している。

そこで、我が国は、AD措置は原則5年間で失効するとしたAD協定の基本原則を確認すべく、我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビューに関して、2002年1月、米国に対しWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した（DS244）。その後、同年5月にパネルが設置（ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加）され、審理が行われた。

2003年8月、パネルは我が国の主張を退け、米国が本サンセット・レビューにおいてWTO協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年9月に論点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年12月、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の本決定がWTO協定非整合であるとまでは判断できないとした。

我が国の主張と上級委報告の論点の概要は以下のとおり。

- ① 上級委員会は、商務省の内規（サンセット・ポリシー・プルテン（SPB））自体のWTO協定整合性について、審査対象とならないとしたパネルの判断を覆し、それ自体が法的拘束力を持つか否かにかかわらず、WTO協定整合性を問えるものであると判断した（ただし、SPBの規定がWTO協定に違反するものか否かの事実認定がパネルにおいてなされていないため、上級委員会はWTO協定整合性を判断できないとした）。
- ② 上級委員会は、サンセット・レビューにおいてダンピングの継続又は再発の可能性を認定するに当たり、調査当局にAD協定11.3条に基づ

いてダンピング・マージンを計算する義務はないが、調査当局がダンピング・マージンによってその蓋然性を認定する場合には、AD協定24条に基づき輸出価格と正常価額を公正に比較しなければならず、AD協定に不整合なゼロイング方式を適用して計算されたダンピング・マージンをその判断根拠としていれば、AD協定24条及び11.3条違反となると判断した（ただし、パネルは商務省が本件で用いたダンピング・マージンの計算方法についてAD協定に非整合的なゼロイング方式に該当するか否か等の事実を認定していないため、上級委員会はAD協定整合性を判断できないとした）。

- ③ 上級委員会は、サンセット・レビューに関するAD協定11.3条は企業ごとにダンピングの継続・再発の蓋然性を決定するよう義務付けておらず、またAD協定11.4条によりレビューに準用されるAD協定6条（証拠及び手続に関する規定）もこの点について規定していないため、サンセット・レビューにおいて、ダンピングの認定を個別企業ごとではなく国ごとに行うことはAD協定6.10条及び11.3条に違反しないと判断した。
- ④ 上級委員会は、(a)AD協定11.3条においてダンピングの継続・再発及び損害の再発をもたらす可能性を判断するに当たり、AD税の撤廃により生じ得ることについての将来的な分析が必要である、(b)「可能性」の要件について、ダンピングが起り得る（possible）あるいはもっともらしい（plausible）ではなく、ダンピングが確実に起こる（probable）ことを示す証拠があるときのみ肯定的な決定がなされる、(c)AD協定11.3条は「可能性」の認定に当たり、調査当局に特定の方式を用いることを指示するものではないと判断し、したがって、本件サンセット・レビューで商務省が合理的にダンピングの継続・再発の蓋然性を決定できる事実を有していなかったとはいえないと判断した。

<最近の動き>

上記DS244に関連して、日米の大手自動車メーカーが米国車の国際価格競争力の観点から、AD税の撤廃を共同で要望し、その結果、2007年2月、国際貿易委員会は表面処理鋼板のAD措置の廃止が米国産業に損害の再発をもたらさないと判断し、措置が撤廃された。

表面処理鋼板のように、企業側の努力によりAD措置が撤廃されたケースも存在するが、米国では、世界的な需給状況、定期見直しやサンセット・レビューに対応する企業の費用対効果の視点を考慮することなく「AD税が賦課されているからこそ輸出が減少（あるいは停止）している」であり、AD措置が撤廃されれば輸出が再開される」という前提にたつて継続・撤廃の判断が行われており、AD措置が長期間継続する要因の1つとなっている。

我が国は、米国との二国間対話において、不当に長期にわたるAD措置が、輸出国の産業のみならず、米国内産業にも悪影響をもたらすことを考慮に入れ、AD措置を原則5年で廃止すると定めるAD協定11.3条を厳格に適用するとともに、WTO協定に従った適切なレビューを行うよう要求している。

2011年には、春・秋に開催されたWTO・AD委員会で長期継続措置の早期撤廃を求め、また、日米経済調和対話において、同2月、7月の2度に亘り開催された事務レベル会合、10月の上級会合及び追加的なアドホック協議等を通じ、長期継続措置の早期撤廃について要求を行うとともに、米国と詳細な議論を行った。2013年、2014年及び2015年にも、春・秋に開催されたWTO・AD委員会で長期継続措置の早期撤廃を求めた。

(5) モデルマッチング

<措置の概要>

ダンピング・マージン算定の際、調査当局は、まず調査対象の輸出品及び輸出国内における同種の産品をそれぞれ各モデルに分類し、次に輸出品

モデルと「同一」又は「最も類似している」輸出国内品モデルを特定して価格比較を行う（これを「モデルマッチング」という）。このモデルマッチングに関し、商務省は、説得的な理由も付さずに、日本製ボール・ベアリングに関するAD措置に係る第15回定期見直し(2003年5月～2004年4月分)以降の定期見直しにおいて、過去14回の定期見直しで用いられていたモデルマッチングの方法を変更し、最終決定を行った。このモデルマッチングについて、第14回定期見直しまでは、輸出製品と輸出国の同種の製品との価格比較に当たり、製品の寸法等特性が同一の輸出国内の製品（これを「ファミリー」という）のみを比較対象とし、ファミリーがない場合は米国国内での販売品の原価等をもとに構成価額を算出して比較していた（ファミリー方式）。しかし、第15回定期見直し以降は、寸法等の特性が同一でない場合でも、その差異が一定の範囲内であれば比較対象に該当することに変更された（差異合計方式）。また、輸出国内の販売データに関して、それまでは対米輸出品と比較される製品の取引についてのみ原価や経費、販売に関するデータの提出が求められたのに対し、差異合計方式に変更後は、比較対象に該当するか否かにかかわらず調査期間中の全ての調査対象製品に係るデータの提出が求められるようになった。これは、日本の事業者に対して国内販売価格等に関する膨大な量のデータ提出を新たに要求するものであり、過大な負担を課すものである。

<国際ルール上の問題点>

AD協定2.4条は、輸出価格と国内価格との公平な比較(fair comparison)を規定しているが、「差違合計方式」では本来類似性のない製品同士の価格比較が行われ、従来の「ファミリー方式」では発生しないはずのダンピング・マージンが発生するという不当な結果が生じ、公平な比較の観点から問題である。

<最近の動き>

我が国ベアリング業界は、上記のとおりモデルマッチングの方法が変更された第15回以降の定期見直しについて、新しい方法による税率計算の方が従来の方法より正確であるという証拠がないため、商務省による判断は誤りであるとして米国国内裁判で争っている。しかし、上記主張については第一審（国際貿易裁判所）及び第二審（連邦巡回控訴裁判所）で棄却されている。

我が国は、米国に対し、2006年から2009年の日米規制改革イニシアティブの対米要望において、モデルマッチングの変更に係る問題点を再度指摘するとともに、変更の合理的な根拠の説明等を求めた。2010年には日米の事務レベルでの協議や対米TPRMで議題・質問として取り上げた。

そして、2011年には、日米経済調和対話において、日米政府の専門家会合に加えて、日本企業と米国内のユーザーが参加する対話が開催され、①差異合計方式のキャッピング数値基準（比較対象に含める範囲）の問題、②データ提出負担の問題、③本来類似性のない不合理なマッチング結果が生じている問題等について話し合われた。これについて、米国からは、①については合理性を検討する用意があること、②については簡素化の可能性を追求したいとの説明があったが、③について、マッチングは適正に行われているとの立場が示された。この議論を踏まえ、今後とも必要に応じて建設的な議論を継続していくこととなった。

補助金・相殺措置

2014年農業法

<措置の概要>

米国では、1930年代に価格支持融資制度が導入され、1973年農業法で生産調整への参加を条件に目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が導入された。1996年農業法（適用期間：1996～2002年度）では、市場価格に応じて支払額が変動

する不足払い制度が廃止され、市場価格の水準に関わらず支払額が一定の直接固定支払い制度が導入された。

しかし、1997年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、直接固定支払いのみでは対応しきれなかったことから、1998年度分から2001年度分まで計4回、総額273億ドルの緊急農家支援策が実施された。

こうした状況を踏まえ、2002年農業法（適用期間：2002～2007年度）では、基本的に1996年農業法を踏襲しつつ、廃止された不足払いと同様に目標価格と市場価格の差を補填する価格変動対応型支払いが導入された。

2008年農業法（適用期間：2008～2012年度）では、2002年農業法を基本としつつ、新たに収入減少に対応した平均作物収入選択プログラムが導入された。

その後、2008年農業法の期限を控えた2011年から次期農業法の議論が本格化した。連邦政府の財政赤字削減が求められる中、農業関係予算の削減幅を巡る与野党の対立や2012年11月の大統領選挙等の影響のため議論は難航し、次期農業法が成立しないまま2012年9月末で2008年農業法は失効した。このような状況の中、2013年1月に2008年農業法を1年間延長した上で、議論を継続し、2014年2月に価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムの廃止と農業リスク補償、価格損失補償、補完収入保険の導入等を内容とする2014年農業法（適用期間：2014～2018年度）が成立した。

①国内助成

2014年農業法では、これまでの価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムを廃止し、新たに農業リスク補償、価格損失補償、補完収入保険を導入したほか、米伯綿花パネル裁定を踏まえ、綿花向けの新たな保険を導入した。価格支持融資制度については、綿花のみ米伯綿花パネル裁定を踏まえてローンレートを変更

しているものの、基本的にはこれまでの制度が維持された。

(a) 農業リスク補償（2014年農業法で導入）

農業リスク補償（ARC）は、当年収入が過去5年中3年の平均収入の86%を下回った場合に、当年収入と平均収入の86%の差を補填するプログラム。農業リスク補償は、平均収入の10%が支払額の上限で、価格損失補償（下記(b)参照）との選択制となっている。

(b) 価格損失補償（2014年農業法で導入）

価格損失補償（PLC）は、あらかじめ定められた目標価格を市場価格が下回った場合に、目標価格と市場価格の差（市場価格がローンレートを下回る場合はローンレートとの差）を補填するプログラム。過去の作付け実績に基づき支払われるなど基本的に廃止された価格変動対応型支払いと同様の制度であるが、価格変動対応型支払いと比べ、目標価格が大幅に引き上げられている。

(c) 価格支持融資制度（継続）

価格支持融資制度は、農家が作物を担保に商品金融公社（CCC）から短期融資を受ける制度で、市場価格がローンレートを下回った場合、農家は作物を引き渡すことで融資の返済が免除されるプログラム。2014年農業法では米伯綿花パネル裁定を踏まえ綿花のローンレートのみ変更しているが、基本的にこれまでの制度が維持されている。

(d) 補完収入保険（2014年農業法で導入）

補完収入保険（SCO）は、農家が加入する農業保険で補償されない部分を補償する補完的な保険。農家が加入する農業保険の保障収入・収量と農業保険の基準収入・収量の86%の差を補填。

②農産物輸出促進

1980年代に入り、EUが深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させたことに対抗するため、米国は1985年農業法で輸出奨励計画（EEP）、乳製品輸出奨励計画（DEIP）等の措置を導入した。しかし、WTO等の国際的な場における輸出補助金に対する批判の高まりを受けてその支出額

を削減してきており、2008年農業法においては輸出奨励計画を廃止したほか、輸出信用保証計画の一部を廃止している。また、2014年農業法においても、乳製品輸出奨励計画（DEIP）を廃止したほか、残りの輸出信用保証計画の保証期間を短縮している。

(a) 輸出信用保証計画

輸出信用保証計画は、米国産農産物の輸出を促進するため、開発途上国向けの商業ベースの米国産農産物輸出に対して、商品金融公社（CCC）が債務保証を行う制度。2002年農業法は、90日間～3年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う短期輸出信用保証計画（GSM-102）及び3～10年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う中期輸出信用計画（GSM-103）、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画（SCGP）及び新興市場における米国農産物の輸出促進を図るために輸入国での農業関連設備改善投資に対して債務保証を行う施設整備信用保証計画（FGP）の4種の信用保証計画が実施されていた。これらのうちGSM-103及びSCGPについては、2004年の米伯綿花パネルの結果等を踏まえて2006年に中止され、2008年農業法で廃止された。GSM-102については、2008年農業法で手数料の上限が撤廃され、2014年農業法で債務保証期間の上限が3年から2年に短縮された。

<国際ルール上の問題点及び最近の動き>

①国内助成

WTOドーハ・ラウンド交渉の農業分野では、削減対象となる助成合計量（AMS）の削減ルールだけでなく、青の政策及びデミニミスを含む貿易歪曲的国内支持全体（OTDS）についても大幅な削減を求めるルールが議論されており、2008年12月には、米国のOTDSを70%削減とするモダリティ案（削減後水準145億ドル）が農業交渉議長から提示されている。このような中、2014年農業法においては緑の政策に分類される直接固定支払

いが廃止される一方、黄の政策に分類される可能性が高い価格下落対策、収入保障対策が拡充されており、国内助成の額がWTOの約束水準を超えないかどうか注視する必要がある。

②農産物輸出促進

輸出補助金は、2014年農業法で全て廃止されたものの、輸出信用保証計画の活用を通じて、WTO農業協定における規律の実効性が十分でない、輸出信用を多用することで、米国産農産物が輸出競争上有利となっている。本制度の下では、保証した債務が不履行となった場合には、CCCが債務を肩代わりすることになっており、制度上輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

なお、2015年12月のケニア・ナイロビでの第10回WTO閣僚会議では、農業の輸出信用については、(i)「輸出信用」の定義の明確化、(ii)「最長償還期間」は18ヵ月以下とすること、(iii)輸出信用プログラムは「自己資金調達」され、長期的に運営費用と損失をカバーすること、等について合意がなされた。

原産地規則

時計の原産地表示規則

<措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている（刻印、タグ等）。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

<国際ルール上の問題点>

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しななければならないようにすることを規定したGATT第9条2項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

<最近の動き>

日本政府は2002年及び2003年の「日米規制改革イニシアティブ」の下で、米国側に要望書を提出し簡素化を図ることを求め、その結果、2004年に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びにWTOで行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされた。その後、2005年及び2009年の日米貿易フォーラムにおいても懸念を表明した。また、2008年及び2010年のWTOにおけるTPR対米審査においても懸念表明を行っている。しかし、日本側の要望に対して米国は依然として上記措置を改善していないことから、我が国としては、今後とも米国に対して改善を求めていく所存である。

基準・認証制度

(1) 自動車ラベリング法

<措置の概要>

米国の自動車ラベリング法(American Automobile Labeling Act)は、1992年10月に成立した「自動車に関する情報及びコスト節減法第210条」によって定められたもので、米国で販売される乗用車・軽トラックの国産比率(米国及びカナダにおける付加価値率)表示のラベル貼付を義務づけるものである。

具体的には、

- ①米国、カナダ製部品の調達率(車種別)
- ②最終的に組み立てられた国、州、都市名

③米国、カナダ以外に15%以上の部品を調達した国がある場合は、上位2か国の国名と調達率

④エンジン及びトランスミッションの原産国(付加価値50%以上若しくは最大の付加価値を占める国)

がラベルに表示されねばならない。本法律は1994年10月1日から施行され、違反した場合には1台当たり1,000ドルの罰金が課されることとされている。

<国際ルール上の問題点>

本制度の目的は、自動車価額の何%が米国、カナダ内で生産されているかを消費者に知らせ、よりよい購入の決定に役立てることと説明されているが、実際には国産品愛好を暗に働きかける一種のバイ・アメリカン条項とみなすことができる。本法は、米加製部品以外の使用が多い外国系メーカーや輸入者ディーラーにとって部品比率計算に伴う膨大な記録事務負担を強いることからみても、貿易に不必要な障害となっており、TBT協定第2.1条及び第2.2条違反の可能性がある。

<最近の動き>

2001年1月、米国運輸省道路交通安全局(NHTSA: National Highway Traffic Safety Administration, NHTSA)は、公表した同法の運用の効果を評価した報告書を発表した。同報告書(2001年1月)によれば、75%以上の消費者が同法によるラベルの存在を知らず、米国・カナダ製部品の比率の情報を活用している消費者は一人もいなかった。

2004年3月にこれをうけ、米国に進出する外国自動車メーカーで組織する国際自動車製造連盟(AIAM)は、2004年3月、①ラベルのルールは、消費者のよりよい購入の決定に役立っていない、②消費者のラベルへの関心は低いとして、廃止が望ましい旨主張するレポートを米国議会に提出した。その後も、我が国自動車業界や他国のメーカーも含めた団体も同法の廃止を求めてきている。

我が国は、2011年の日米経済調和対話におい

でも議題に取り上げると共に、同法の目的の達成状況・評価を確認し、消費者のニーズ・効果が明らかとなっていないのであれば同法が見直され、廃止されることを求めた。しかしながら米国は、2001年のNHTSAによる報告書以降、更なる分析・評価は行っていないと回答するに留まっている。

(2) CAFE (企業平均燃費) 規制

<措置の概要>

米国は、1975年エネルギー政策及び保存法 (Energy Policy and Conservation Act of 1975) により、自動車の製造会社及び輸入会社に対し、取扱い車の平均燃費を一定レベル以上にするを義務づけ、違反者には罰金を課すという企業平均燃費 (CAFE: Corporate Average Fuel Economy) 規制を導入した。CAFE規制の下では、国産車と輸入車とを区別して、それぞれ別個に平均燃費を計算することとされている。

<国際ルール上の問題点>

本規制については、1992年5月にEUが内国民待遇 (GATT 第3条4項) に整合的でないとして米国に協議要請、更に、1993年3月にはパネル設置を要請し、1994年9月に報告書が出された。パネルはの中で、CAFE規制の下では、燃費の悪い国産大型車を取り扱っている会社がCAFEの基準値を達成するためには、燃費の良い輸入小型車の取扱いを増やしても意味がなく、燃費の良い国産小型車の取扱いを増やして初めて効果が出る仕組みになっており、国産小型車に比べ輸入小型車を競争上不利な立場に置くなど、国産車と輸入車とを別の集団として平均燃費を計算しているCAFE規制は内外の同種の産品を差別しているため、GATT 第3条4項違反であり、これはGATT 第20条 (g) でも正当化されないとした。

ただし、最終的に本報告書は採択されず、米国はEUの通商利益に損害を与えてはいないのでCAFE規制の改正不要という立場を取っている。

<最近の動き>

2006年3月に小型トラックのCAFE規制強化が国家道路交通安全局 (NHTSA) により行われたことに加えて、2007年12月19日に成立した新エネルギー法では、32年ぶりに乗用車のCAFE規制が強化され、2011年以降、2020年に乗用車と軽量トラックの全車種を合わせて1ガロン当たり35マイルとなるよう段階的に引き上げることとされた。2009年5月に米国大統領が、2012年車から16年車の乗用車と軽量トラックの新たな燃費・GHG (温室効果ガス) 排出基準を策定し、16年車については燃費を1ガロン当たり35.5マイルに高めるという目標を発表したことを受け、2009年9月に基準案が発表され、パブリックコメントを経て、2010年4月1日、2012年車から2016年車の乗用車と軽量トラックの新たな燃費・GHG排出基準が公表された。同規則では、2016年車の平均燃費基準を1ガロン当たり34.1マイルとしており、国産車と輸入車を別の集団として計算する方法も引き続き維持されている。

また、2010年5月21日、米国大統領の指示により、中・重量トラックに対する規制の創設及び乗用車・軽量トラックの新基準の策定の検討を開始。

2011年7月29日、米国環境保護庁 (EPA) とNHTSAは、2017～2025年を対象とした乗用車・軽量トラックについて厳格な連邦温室効果ガス・燃費基準を提案する計画を発表し、同年11月16日に共同で署名し、12月1日連邦官報に告示され、2012年2月14日に発行した。中・重量トラックに対する2014～2018年を対象とした新規制についても、2011年9月に発表された。

(3) メートル法 (国際単位系) の採用について

<措置の概要>

メートル法を基本とした国際単位系 (略称SI) については、ISO等国際標準化機関における国際規格・基準の策定にあたっての基準単位として採用されている。世界各国が国際単位であるメート

ル法の採用を進めている中、米国は未だヤード・ポンド法の単位が一般的に使用されており、主要国の中でメートル法の採用が進んでいない唯一の国となっている。米国はメートル条約の原加盟国であり、米国政府はメートル法採用に向けた「1975年メートル法転換法 (Metric Conversion Act of 1975)」に基づき取り組みを続けてきているが、未だにメートル法の採用は徹底されていない。

米国では50の州のうち48の州において自州が管轄する地域における包装商品にメートル法の単位を使用することが認められているが、米国商務省の国立標準・技術研究所 (NIST) は残る2つの州 (アラバマ州、ニューヨーク州) においてもメートル法によるラベル表示の法的禁止が解禁されるよう働きかけ続けていくこととしている。

また、現在連邦レベルでは、「連邦公正包装及び表示法」(FPLA /Fair Packaging and Labeling Act) により指定された消費者向け特定包装商品は、メートル法とヤード・ポンド法による両方の併記 (dual labeling) を求めているが、NIST が2009年12月に公表した調査 (Voluntary Metric Labeling report、Marketplace Assessment-Metric Labeling on Packages in Retail Stores) によれば、包装商品のメートル法によるラベル表示は徐々に増えつつあるものの十分に達成出来ている状況ではなく、また米国議会において同法を改正してメートル法だけの商品表示を認めるという動きは現在もない。

<国際ルール上の問題点>

TBT 協定第24条では、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされている。メートル法はISO等の国際規格における基準単位とされているところ、米国の2つの州 (アラバマ州、ニューヨーク州) においてメートル法のラベル表示が禁止されていることは、国際規格の基礎としていない強制規格である疑義があり、本条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、長年に渡って米国に対し繰り返しメートル法の採用を要望してきている。メートル法の採用に向けて、今後とも働きかけを行っていく必要がある。

サービス貿易

(1) 外国投資・国家安全保障法 (旧エクソン・フロリオ条項)

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

2007年外国投資・国家安全保障法 (“ Foreign investment and National Security Act of 2007”) は、外国人 (企業) による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

本法は、一般に「エクソン・フロリオ条項」として知られる、国家安全保障の懸念に関する外国投資の審査を取り扱う法律である1950年国防生産法の第721条を改正したものである。改正による大きな変更点としては、米国外国投資委員会 (省庁間委員会、Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS)) を法定設置機関としたこと、審査基準の見直し (基幹インフラや基幹技術への影響等を追加) や議会監視の強化 (個別案件の審査結果を議会に通知) 等が図られたことである。

本法に基づく手続きの具体的な流れは、当事者の自発的な申し立てもしくはCFIUSの委員の要請により、CFIUSが調査実施の適否を審査し、必要があれば調査を実施して大統領に報告を行

う。大統領は、同報告を受けて、投資案件の停止又は中止の決定を判断する。

これまででも、我が国企業が米国企業買収等を行う際、CFIUSにより調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。例えば、2006年に、東芝による米原子力プラントのウェスチングハウス社の買収に際して、同条項に基づく米国外国投資委員会の審査が行われた例がある。

<懸念点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。同協定は一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本法そのものはWTO協定違反となるもので

はないと考えられるが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

<最近の動き>

我が国は、従来から外国投資審査の運用における透明性及び公平性の問題点を指摘してきた。

2013年のCFIUSから議会への報告書によると、2013年中にCFIUSから97の通知が出され、我が国企業が関与したケースが18件あるとされている（97件中、48件に関し審査と調査が行われたとされている。）2013年には、ソフトバンク社による米スプリント・ネクステル・コーポレーションへの投資に対して、CFIUSの審査が行われた。今後とも同法が米国への投資に影響を及ぼすことがないように、注視が必要である。

〔参考〕「外国投資・国家安全保障法」に基づくCFIUSの審査等の実施状況

対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数 (2011～2013年)						
対象年	通知件数		審査期間中の 通知取り下げ 件数	調査件数	調査中の通知 取り下げ件数	大統領決定数
		うち日本からの 投資対象				
2011年	111	7	1	40	5	0
2012年	114	9	2	45	20	1
2013年	97	18	3	48	5	0
合計	322	34	6	133	30	1

日本の通知対象取引態様別件数 (2011～2013年)				
製造業	鉱業、公共事業、建設業	卸売業、小売業、運輸業	金融業、情報通信業、サービス業	合計
17	3	5	9	34

（『CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS (public/unclassified version)』より、経済産業省作成）

(2) 金融分野の外資企業の参入規制

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国においては、金融に関して州ごとに規制が異なっており、幾つかの州では、外国銀行の支店及び代理店の設立が禁じられている。すべての形態（支店、代理店、代表事務所等）での進出を認めているのは 50 州中マサチューセッツ、ミシガン、ニューヨーク等一部の州に過ぎない。

保険業務に関しては、米国では保険会社の年金業務などを規制している連邦法はあるが、保険事業は、州ごとの保険法により各州の保険庁が監督規制しており、連邦レベルでの監督官庁は存在していない。

また、再保険についても、ほとんどの州で外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の 100% に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の出再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課すものとなっている。

米国は WTO 金融サービスの約束において極めて多くの適用留保事項を残しており、これを改善する動きも大きくない。更に一部の州では、州内保険事業者の免許が無期限であるのに対し外国事業者には毎年の更新を義務づける法律など、WTO で留保を行っていない外国企業差別条項がなお存在している。

<懸念点>

米国は、WTO 約束上適用留保とされていない外国企業差別条項を早急に改善することが求められるとともに、金融サービス自由化の観点から、

参入を困難とする規制を迅速に撤廃・改善することが求められる。また、留保が置かれていても、再保険市場という極めて国際化が進む市場において、このような厳しい担保要件を課しているのは先進国において米国のみであり、早急な撤廃・緩和が期待される。

<最近の動き>

一部の州においては外国企業の参入を困難にするような規制を改善する動きも見られる。州ごとに規制が異なることの不利益を改めるため、連邦議会（上下両院）においても 2006 年以来、保険分野における「選択式連邦監督制度」（Optional Federal Charter）の導入に向けた法案が提出され、議論が進められている。また、2010 年 7 月にドッド・フランク法が成立し、同法に基づき財務省内に連邦保険局（Federal Insurance Office）が設置された（ただし、連邦保険局は監督・規制権限を有しておらず、州別の監督体制は維持されている）。

州ごとの規制の統一化に向けた動きは、外国保険業者にとっても望ましい動きであり、進展が期待される。

再保険の問題については、フロリダ州やニューヨーク州、ニュージャージー州、インディアナ州において、関連規制の下で一定の要件を満たしている保険会社について、再保険引受けに要求される担保を減額する新しい規則が制定された。また、全米保険監督当局協会（NAIC）は、2011 年 11 月に再保険に関するモデル法・モデル規則を改正しており、一部の州で同法・規則が導入されている。保険会社が同法・規則に基づく担保減額措置を受けるためには、保険会社の所在地が NAIC に認定管轄区域（Qualified Jurisdiction）として認定される必要があるが、2015 年 1 月より、日本を含む 7 か国・地域が Qualified Jurisdiction に認定されている。

これまで、我が国は二国間協議等の様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。

(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

米国は、連邦通信法第310条において、無線局免許に関する外資規制（直接投資は20%まで、間接投資は25%まで（ただし、間接投資は、公共の利益にかなう場合はその限りでない））を維持している。

無線局免許に関する外資参入については、まず、1996年の「外国企業参入に関する命令（Foreign Carrier Entry Order）」において、「公共の利益」審査として、当該外国企業の母国における市場開放の程度が米国と同等であることを要する（同等性の確認審査）とともに、大統領府から提起される、国家安全保障、法執行、外交政策、通商政策上の懸念を含む、その他の公共の利益の要素を考慮した上で、投資比率上限を上回る投資を認めていた。

1997年2月のWTO電気通信基本合意で、米国は直接投資20%のみを留保し、間接投資は撤廃することを約束したことを踏まえ、間接投資については、WTO加盟国に対する同等性審査を廃止し、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会（FCC）規則（1997年11月）において、WTO加盟国からの投資は25%を超える場合でも「公共の利益にかなう」との反証可能な推定を及ぼすことで、原則、参入自由とする解釈変更を行ったものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を確保するためには、撤廃されることが望まれる。また、上述のFCC規則で定める連邦通信法第214条及び第310条（b）（4）に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての「公共の利益」の審査基準のうち、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に

対する非常に高い危険」といった、電気通信政策に関わらない事項に基づく事前審査は、事業者の参入期間や予見可能性を阻害するものであり、外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業への認証の遅延等の問題があった。

さらには、これらの公共の利益の審査に際し、関係省庁で構成される「Team Telecom」と呼ばれる組織による審査が実施されることも、法令上の根拠がなく、審査内容も不透明である。

事業者の参入機会や予見可能性を確保するため、これらの審査基準も撤廃ないし明確化されることが望ましい。

<懸念>

法令解釈の変更により、WTO加盟国に対して公共の利益の推定を及ぼし、原則、参入自由であるとする上記の措置は、無線局免許に関する間接投資を「制限しない」とするサービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

<最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。

(4) 海運分野の外資企業の参入規制

<措置の概要>

米国は、自国の海運業に対して、下記のような政府関係貨物の留保等の保護措置を維持している。その結果、海運業の競争力回復のための自助努力がかえって妨げられているとの指摘もされている。また、海運分野におけるウルグアイ・ラウンド継続交渉の失敗の一因は係る米国の保護的な市場に起因する米国の消極的な交渉態度にあった。具体的な保護措置としては、以下のものが挙げられる。

① 1920年商船法（いわゆるジョーンズ法）

（GATTとの関係は、本章「内国民待遇」参照）
米国の海上輸送に不利益を及ぼす外国政府の差別的行為に対し、米国連邦海事委員会（FMC）に報復措置を認めている。

1997年9月4日、FMCは、同法に基づき、日本の港湾における事前協議制度が、米国海運会社
に不利益を及ぼしているとして、米国に寄港する日本船社3社に対して米国の港に寄港するごとに10万ドルの課徴金を賦課することを内容とする制裁措置を実施した。更に、同年10月16日には、邦船社が9月分の課徴金を支払わない場合は日本船の入出港の差止め等を行うことを発表したため、同月27日、邦船3社は、9月分の課徴金としてFMCに150万ドルを納付することを余儀なくされた。FMCは、事前協議制度改善について関係者間の合意が得られたこと、日米両国政府間で書簡の往復が行われたことを受けて、同年11月13日制裁措置を無期限に停止した。同措置はまた、相手国船舶に対する内国民待遇及び最恵国待遇を保証した日米友好通商航海条約に違反することから、我が国はその完全撤回を求めて1998年1月より同条約に基づく協議を開始した。

1999年5月28日にFMCは当該制裁措置を撤回したものの、我が国の主張を認めたわけではなく、引き続き我が国の港湾慣行等をめぐって内外の海運企業に報告を求めていた。我が国の港湾運送事業法改正（2000年11月施行）にもかかわらず、日本の港湾慣行は依然閉鎖的で改善が見られないとし、FMCは、2001年8月に新たに情報提供を求める項目と対象となる船社の範囲を拡大する命令を出した。この命令は、直接日本船社に対して日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するものであり、船社にとっては不当かつ過大な負担となった。

2011年1月26日にFMCは、日本の港湾慣行に改善が見られたため、日本の港湾慣行に係る状況についての定期的な報告命令を停止することが効

率的と判断するに至り、上記報告命令を停止した。

② アラスカ原油輸出禁止解除法

1995年11月に成立したアラスカ原油輸出禁止解除法は、アラスカ原油の輸出は乗組員が米国人である米国籍船を使用することを義務づけている。

本法の措置は、交渉期間中は新たな措置を導入しないことを定めたWTOの閣僚決定に違反しているとして、各国から非難を浴びている。

③ 新運航補助制度

米国は1937年、国家緊急時の際に徴用できる自国商船隊の整備を目的として、主要外国航路に就航する自国海運企業に対して外国海運企業の船舶運航費との差額を補助するための運航費差額補助制度を創設して以来、自国海運企業に対して多額の政府補助を実施してきた。これらの制度は、1998年末に終了し、最後の契約も2001年に終了したが、これに代わる「海上安全保障プログラム（Maritime Security Program）」が1996年から実施されている。

この新たなプログラムは、一定の米国籍船を対象として毎年1億ドルの運航費補助を10年間にわたって実施するものであったが、2003年、本制度が10年間延長（2015年まで存続）されるとともに、対象隻船の拡大（47隻→60隻）、支給額の増額（1隻あたり210万ドル→2006～2008年度は156百万ドル、2009～2011年度は174百万ドル、2012～2015年度は186百万ドル）等、船社に対する補助の拡大がなされた。同制度は明らかに国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲するものであり、早期の撤廃が望まれる。

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、米国の海運サービスに関連する諸制度は一方的な制裁措置を含むものもあり、WTO協定に違反するものもあると考えられる。これらについては、速やかに改善が行われることが必要である。

また、米国は、サービス協定上海運については何ら自由化約束をしていないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が必要である。

<最近の動き>

我が国は、これまでも、上記問題について米国政府に対し繰り返し改善要望を行ってきたところであり、2011年3月の日米経済調和对話の中でも上記措置等の撤廃改善の要望を行っている。また、我が国は、WTOドーハ・ラウンド交渉を活用し、海運サービスの自由化に向けた働きかけを行っている。

知的財産

(1) 商標制度 (オムニバス法第211条)

<措置の概要>

米国の1998年オムニバス法第211条には、キューバ政府に接収された資産に関連する商標等の権利に基づいて、キューバ国籍を有する者たる権利承継者等が行う権利の主張を、米国裁判所が承認し、執行することを禁止する規定が存在しているが、当規定は米国人たる権利承継者等には適用されない。

<国際ルール上の問題点>

この規定は、TRIPS協定上の内国民待遇や最恵国待遇等の規定に不整合である。また、米国のこのような一方的な措置は、多角的貿易体制を基本とするWTOの理念と基本的に相容れないばかりでなく、貿易を歪曲するものであり、早急に改善されるべきである。

本件についてEUは、かかる規定がTRIPS協定に違反しているとして1999年7月に米国に二国間協議を要請した。その後のパネル・上級委員会手続を経て、2002年1月、上級委員会は、オムニバス法211条は米国人の権利承継者よりも非米国人である権利承継者に不利な待遇を与える条項があり、内国民待遇及び最恵国待遇に違反するとの判断を示した。2002年2月1日に同委員会報告書は採択され、米国はパネルにWTOの義務を遵守する旨表明した。

<最近の動き>

EUと米国は、法制度改善のための合理的期間として2002年12月末を期限とする旨合意したが、米国の法制度は改善されず、数次にわたり期限延長が行われ、2005年7月1日に、米EU間では対抗措置を発動する権利を留保することが合意されている。その後もWTO紛争解決機関(Dispute Settlement Body)の定例会合(2016年1月ほか)において進捗報告がなされているものの、未だ法改正に至っていない。既にWTOの紛争処理手続において終局的な判断が示されている以上、米国は、このような協定に整合しない制度の改善を速やかに行うべきである。なお、2012年6月及び11月のTRIPS理事会通常会合では、本件に関する米国のTRIPS協定義務の履行問題がキューバより提起された。2015年1月12日にはオムニバス法第211条の撤廃を含む改定案が第114議会に提出されている²ものの、その後審議は行われていない。

現在、我が国に直接の利害が及ぶ点は認められないが、WTO協定実効性確保の見地から、米国のWTO勧告の履行の取組につき引き続き注視していく必要がある。

2 一方、同条制定の発端とされているラム酒の商標につき、米国特許商標庁が2016年1月にキューバ国有企業に対して商標権更新を許可する決定を下したとの情報、及び、2016年1月のDSB会合にてEU側がこの米国の動きを前向きに評価し、今後毎回のDSBにて米国へ進捗報告を求めることはしない旨発言したとの情報がある。

(2) 著作権制度

①ビデオゲームに係る貸与権の明確化

<措置の概要>

TRIPS 協定第 11 条は、著作者に対してコンピュータ・プログラムの著作物について公衆に商業的に貸与することを許諾する権利を付与すべき旨規定している。米国著作権法第 106 条 (3) 及び第 109 条 (b) は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権を付与しているものの、同条 (b) (1) (B) (ii) は、ゲーム専用機と一体不可分となったビデオゲームのプログラムについて、貸与権付与の対象から除外しており、ビデオゲームのプログラムについては貸与権の保護が制限されている。

<国際ルール上の問題点>

米国著作権法のこのような規定は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権の付与を義務づける TRIPS 協定第 11 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2007 年 10 月の日米規制改革イニシアティブの要望書において、速やかに国内著作権法を改正し、あらゆるビデオゲームのプログラムについて貸与権を付与する明確な規定を設けるよう要請したが、法改正等の対応はなされておらず、引き続き米国の対応を注視する必要がある。

②著作権の例外（著作権法第 110 条 (5) (b)）

<措置の概要>

米国の著作権法第 110 条 (5) (b) は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、著作者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

<国際ルール上の問題点>

これに対して EU は、米国の著作権法第 110 条 (5) (b) 等の規定は、TRIPS 協定第 9 条及び第 13 条に違反するとして、次のように主張して、パネル

設置を要請した。

① TRIPS 協定第 9 条 1 項は、ベルヌ条約第 1 条から第 21 条を準用しており、ベルヌ条約第 11 条においては、音楽等の著作物の著作者が公の伝達を許諾する排他的権利を享有すると規定している。ベルヌ条約のこれらの規定については例外として小留保 (minor reservation) の範囲内で著作権を制限することが慣習的に許容されているが、米国著作権法の規定は、この小留保を含むベルヌ条約のいかなる例外にも合致しない。

② TRIPS 協定第 13 条は「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」には、著作者の排他的権利を制限できる旨規定しているが、米国著作権法の規定は、この例外に合致しない。

EU の申立てにより 1999 年 5 月にパネルが設置され (我が国を始めとして豪州、カナダ、スイスが第三国参加した)、パネルは 2000 年 6 月 15 日、著作権法第 110 条 (5) (b) は、TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとし、米国の TRIPS 協定の義務履行違反を認め、TRIPS 協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

<最近の動き>

この勧告の実施に関して、2001 年 1 月、同年 7 月までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁がなされた。その後、米国は法改正に至らなかったため、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003 年 6 月に米国が EU に 330 万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定的合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までに状況は改善されず、その後も WTO 紛争解決機関 (Dispute Settlement Body) の定例会合 (2015 年 10 月ほか) において進捗報告がなされているものの、未だ法改正に至っていない。パネル勧告の実効性にも関わる問題であり、引き続き注視する必要がある。

③保護を受ける実演の対象の拡大

<措置の概要>

米国著作権法 1101 条は、固定されていない実演の保護の対象は、生の音楽実演の音声若しくは音声及び映像（the sounds or sounds and images of a live musical performance）に限定されており、生の音楽実演以外の生実演については保護が及んでいない。このため、生の音楽実演以外の生実演、例えば、我が国の実演家が米国で落語や演劇の実演を行った場合等には、当該実演は米国における著作権法の保護対象とならない。

<国際ルール上の問題点>

TRIPS 協定第 14 条は、保護の対象となる生の実演を音楽実演（musical performance）に限定していないので、米国著作権法 1101 条の規定は、TRIPS 協定整合性について疑義がある。

<最近の動き>

今後、我が国の実演家による実演の流通が増加すると考えられるところ、我が国実演家の権利の米国における適正な保護を図る観点から、2008 年 10 月の日米規制改革イニシアティブの要望書において、米国著作権法における実演の保護対象を視聴覚的実演全体に拡大し、更に、実演家に係る諸権利を著作隣接権としてその保護を強化することを要望している。

(3) 関税法第 337 条

<措置の概要>

1930 年米国関税法第 337 条は、輸入における不公正措置によって米国に確立している産業に損害が生ずる場合（特許権、商標権、著作権、半導体回路配置侵害事件については、1988 年包括通商競争力法による改正により、損害要件は不要となった）に、不公正輸入慣行に係る外国からの輸入品を排除したり、不公正慣行の差止めを命じたりするものであり、知的財産侵害のケースに最も頻繁に用いられてきた（図表 I - 3 - 6 参照）。

<図表 I - 3 - 6 > 関税法第 337 条による調査開始件数の推移

発動日	調査開始件数
2003 年	18 (2)
2004 年	26 (4)
2005 年	29 (3)
2006 年	33 (2)
2007 年	35 (5)
2008 年	41 (10)
2009 年	31 (10)
2010 年	56 (10)
2011 年	69 (20)
2012 年	40 (10)
2013 年	42 (6)
2014 年	39 (6)
2015 年	36 (3)

() は日本企業を対象に含むもの

<国際ルール上の問題点>

ITC の排除命令は物に対して行われるため、被提訴人ではない第三者でさえも、米国に輸入することが出来なくなってしまう等の強力な制限であるにも関わらず、ITC の手続きは、①裁判よりも調査期間が短く、被提訴人は反論の十分な準備期間が確保できない、②提訴人は、権利侵害品が国内品ならば米国内の裁判所にしか提訴できないが、外国品ならば裁判所だけでなく ITC にも提訴できるため、被提訴人の応訴負担が大きい等の理由から、米国関税法 337 条は GATT 第 3 条 4 項の内国民待遇規定に違反するとして EC が 1987 年 GATT に提訴した。これに対し、特許等の知的財産権を侵害する商品の輸入を排除すること自体は、GATT 第 20 条 (d) により一定の制約の下に認められているが、関税法第 337 条の手続きは、上記諸点に鑑み、被疑侵害輸入産品に対して同種の米国産品に対して与えられる連邦地方裁判所手続における待遇よりも不利な待遇を与えるものであり、GATT 第 3 条 4 項の内国民待遇規定に違反し、また、その違反は GATT 第 20 条 (d) の例外として正当化できないとのパネル報告が、1989 年 11

月、GATT 理事会で採択された。

しかし米国は、このような GATT 違反であるとする明白かつ断定的な報告の採択後も従前の手続を維持し、本条項に基づき頻繁に調査を行ったため、我が国は、これを極めて重大な問題であるとして、GATT 理事会等の場で改善を求めてきたところである。

<最近の動き>

1994年12月成立のウルグアイ・ラウンド実施法による改正により、上記パネルで指摘された問題点は概ね改善されたものと考えられ、これはウルグアイ・ラウンド交渉の成果と考えられる。

もっとも、最終救済までの期間制限については撤廃されたが、ITC 調査開始から45日以内に最

終決定のための目標日を定めることとしており、その運用において輸入産品に対し差別的な取り扱いがなされるおそれがある。また、この措置について、2000年1月12日、EUから二国間協議要請が提出されており、我が国としても本措置の動向に引き続き十分に注視していく必要がある。

また、ITCは2013年6月24日に調査の短期化を目指すためのパイロットプログラムを導入した。同プログラムにおいては、調査決定を100日以内に下すとされ、そのスケジュールに基づき、調査の各段階でタイムラインが設定されている。本プログラムは2015年3月12日付けの調査に2回目の適用がなされているが、本格的に導入されているかは不明であり今後の正式導入等について注視していく必要がある。



米国の知的財産保護制度

経済や事業活動がグローバル化する中、他国と異なる原理・手続などにより知的財産が保護されることは、他国民から見れば、制度利用に係るコストが高く、権利取得の予見性や権利の安定性を低める等、貿易・投資の自由化・円滑化を阻害しかねない。以下に、我が国が問題意識を有している米国の知的財産保護制度のうち、主なものを取り上げる。

1. 特許制度

我が国が特に問題意識を持っている米国の特許制度のうちの幾つかは、1993年10月より開始された日米包括経済協議知的財産権作業部会において改善を要求した結果、1994年に是正に向けた日米合意がなされた。

また、2011年9月16日の米国発明法（アメリカ・インベント・アクト）成立により、先発明主義から先願主義への移行（注）、申立理由に記載要件の不備を含む付与後異議申立制度の導入など、日本側の長年の要望事項について大きな改善がなされた。

一方、早期公開制度の導入については、日米合意

後も完全な履行には至らず、米国発明法（アメリカ・インベント・アクト）においても、原則すべての特許出願を公開する旨の規定はおかれなかったことから、引き続き、上記合意内容の趣旨に沿った履行を求めていく必要があり、日米経済調対話の対米要望事項としても取り上げられている。

（注）厳密には、自身の発明開示後1年以内に出願をすれば、自身の発明開示から出願までの間に第三者が同一発明を開示又は出願した場合であっても、自身の出願は第三者の開示又は出願による影響は受けないという、いわゆる「先発表主義」的な規定がある点で、一般に世界各国で採用されている先願主義とは異なっている。

2. 著作権制度

我が国が特に問題意識を持っている米国の著作権制度のうちの幾つかは、2001年10月から行われてきた「規制改革及び競争政策イニシアティブ」において改善を要求してきた。かかる要求における改善すべき措置については、第1部第3章米国を参照され

たい。かかる要求以外に、人格権に関する保護対象の拡大、固定されていない著作物の保護についても改善が望まれる。

さらに、「WIPO 著作権条約 (WCT)」及び「WIPO 実演・レコード条約 (WPPT)」において、それぞれ著作者、実演家及びレコード製作者に対して認められている「利用可能化権」(著作物等のインターネットによる送信の際、サーバーへのアップロードなどにより「公衆のそれぞれが選択する場所及び時間において著作物等を利用可能な状態にすること」に関する権利。いわゆる「アップロード権」)について、米国の運用が不明確という問題がある。すなわち、米国はこの権利を著作権法上明記しておらず、頒布権(著作権法 Section106(3))により本権利を担保していると考えられるところ、著作物の違法コピーを公

衆に履行可能な状態にただけでは頒布権違反を構成しない、との解釈につながり得る判例も存在しており (Atlantic Recording Corp. v. Howell, 554 F. Supp. 2d 976 (D. Ariz. 2008))、本来 WCT や WPPT 上認められるべき利用可能化権が保護されていないおそれがある。この利用可能化権について、我が国は著作権法、EU は著作権指令においてその権利内容を明示的に規定しており、本権利に関する米国の判例等の運用について、引き続き注視していく必要がある。なお、米国著作権局は 2016 年 2 月に利用可能化権に関するレポートを発売し、米国において、「利用可能化権」は著作権法上の「頒布権」で完全にカバーされており、アップロードしただけでダウンロードされていない状態でも頒布権が及ぶ、等の見解を示している。

政府調達

バイ・アメリカン関連法令

<措置の概要>

①連邦レベルでのバイ・アメリカン

主な連邦レベルにおけるバイ・アメリカン法を列挙すると、次のとおりである。

(a) 連邦バイ・アメリカン法

連邦バイ・アメリカンの基本法である 1933 年バイ・アメリカン法は、原則として、連邦政府が物資の購入契約又は公共建設の委託契約を締結する場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用を連邦政府に義務づけるものである(「米国製品」、「米国資材」とは、米国製品の比率が 50% 以上であるものを言う。また、米国製であるか否かは生産地によって判断され、生産者及びその所有者の国籍は無関係である)。ただし、公共の利益に反する場合、米国製品価格が外国製品より 6% 以上高く当該米国製品を調達することが「不合理」とされる場合、当該製品が米国内で入手不可能な場

合等は、上記バイ・アメリカン法の適用除外となると規定している。

バイ・アメリカン法は、手続的な透明性は確保されているものの、明示的な内外差別の規定を設けており、連邦政府の調達の基本政策として、国産品優先の原則を掲げるものである。

バイ・アメリカン法は、1979 年通商協定法により、旧政府調達協定加入国に対しては内国民待遇が供与されるよう修正されたほか、手続の透明性の確保等の面でも協定との整合性が確保され、更にウルグアイ・ラウンド実施法により、大統領は、i) 政府調達協定参加国であり、ii) 米国産品、米国企業に適切な相互主義的調達機会を付与している国に対しては、バイ・アメリカン法の適用を控えることができる旨の修正規定が設けられている。しかし、協定未加入国及び協定非対象分野においては、基本的に変更されていない。

2009 年 12 月には、1933 年バイ・アメリカン法における米国産品の調達義務免除のための要件を厳格化する規定を含むバイ・アメリカン改善法案 (H.R.4351) が上下院に提出されたが、成立しな

かった。

以上の連邦レベルでの総則的なバイ・アメリカン法に加えて、次の個別法令にも米国製品を優遇する規定やバイ・アメリカン法の実施を確保するための規定が存在する。

(b) 連邦政府機関の予算関連法

連邦政府機関の予算は、一般にそれぞれ個別の予算充当法により歳出権限額が規定されているが、それらにおいては外国製品及びサービスの政府調達を制限する条項が散見される。例えば、2007年度の予算関連法である国防省の国防歳出法(Public Law 109-289)は、同法に割り当てられた予算は、支出内容がバイ・アメリカン法の規定に沿う場合のみ国防省が利用できると規定するとともに、予算を利用して物品を購入する場合、米国産の製品が価格・性能面で優位であり、入手が容易である場合、国防省は米国産の製品を購入するよう求めている(SEC. 8036)(一方で、同法は米国と国防物資の調達覚書を取り交わした国については、特定の製品についてバイ・アメリカン法の適用を免除している)。更に、国土安全保障省の国土安全保障歳出法(Public Law 109-295)は、「同法に基づく支出は、いかなるものであってもバイ・アメリカン法に違反する形でなされるはならない」(SEC. 512)との規定を置いている。また、国防歳出法案(Public Law 110-116)の8026条には、国防総省が管理する施設や設備においてカーボン・合金・鋼板を調達する際には、米国・カナダで溶解し巻かれた製品のみ限定すると規定しており、8029条にはバイ・アメリカン法適用除外の細則が書かれている。

2009年7月に下院に提案されたエネルギー・水関連歳出法案(H.R.3183)には、「同歳出に基づく乗用車の調達先はフォード、GM、クライスラーに限定する」旨の条項が含まれていたが、成立に際して同条項は削除された。

2010年末に上下院で可決され、成立した2011年国防省予算法(Public Law 111-383)にはソーラーパネルの調達に関してバイ・アメリカン法の

適用を厳格化する規定が盛り込まれ、政府調達協定(GPA)加盟国以外から国防省への販売を規制している。

2013年に2014年国防総省歳出法(Department of Defense Appropriations Act, 2014)が下院を通過し、SEC8035において、バイ・アメリカン法に準拠した調達を求めている。他方で、防衛調達の覚書を結んだ国に対しては、バイ・アメリカン法の対象外としている。

(c) 次期陸上交通再授權法(The Fixing America's Surface Transportation Act)

本法においては、以下の2種類のバイ・アメリカン規律が規定されている。

・連邦輸送局に関連するバイ・アメリカ条項

連邦輸送局(Federal Transit Administration)から鉄道車両を含む大量輸送機器の購入のための連邦資金を受ける上での条件として、その調達において、米国製の鉄鋼、その他の製品のみを対象とすべき旨規定。上記の条件を満たさない場合であっても、①調達する車両・鉄道車両の全部品コスト中、2016年及び2017年においては国産部品コストの占める割合が60%以上、2018年及び2019年においては65%以上、2020年においては70%以上であること(台車、モーター、ブレーキ、エアコン、ドア、いすなどの全部品について、車両製造業者が下請け業者から購入する部品代金と、車両製造業者自身の製造コストの合計のうち米国製部品のコストが上記の割合以上であることが必要)、②車両の最終組立を米国内で行うこと、等の条件を満たすことによって連邦資金を受けられることができる旨規定。

・連邦高速道路局に関連するバイ・アメリカ条項

連邦高速道路局(Federal Highway Administration)から、高速道路計画のための連邦資金を受ける上での条件として、その調達において、米国で生産された鉄鋼のみを対象とすべき旨規定している。

本法における連邦輸送局の連邦資金を受けられ

る条件については、米国産品の部品構成要求率が、現行の60%以上から段階的に引き上げられることとなった。一方、運輸省が当該連邦資金の適用除外申請を却下する際には、書面で申請者に知らせるとともに、同省のウェブサイトに掲示することを義務づける規定を新たに設けている。なお、高速道路計画のための連邦資金を受ける条件にかかる規定等その他の調達関連条項に関しては、基本的に変更はない模様。

(注) 本法は、1991年成立の複合陸上運輸効率法 (Intermodal Surface Transportation Efficiency Act of 1991)、1998年成立の21世紀運輸公正法 (The Transportation Equity Act for the 21st Century)、2005年成立の安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法 (The Safe, Accountable, Flexible, Efficient Transportation Equity Act)、21世紀における発展に向けた前進法 (Moving Ahead for Progress in the 21st Century Act) を更に受け継ぐ法令として、2016年1月に成立。

(d) 鉄道旅客サービス法

(Rail Passenger Service Act)

連連邦政府予算から補助を得ている鉄道会社アムトラック (Amtrak) が、100万ドル以上の産品を購入する場合には、原則として米国産品を購入することを義務づけている。

(e) 米国再生・再投資法

(The American Recovery and Reinvestment Act)

2009年2月17日に成立した米国再生・再投資法には、同法に基づく公共建築物の建設・改築、修復やその他の公共事業等に米国製の鉄鋼製品 (all of the iron and steel) の使用に加え、公共事業で使う産品 (manufactured goods) にも米国製使用を義務付けるバイ・アメリカン条項が含まれている。ただし、公共の利益に反する場合、米国内で量・品質において十分な産品が生産されていない場合、米国製の使用によりプロジェクトの総コストが25%以上上昇する場合は、適用除外となると規定している。

また、同法は、同法に基づく国土安全保障省による衣料品・テント等の繊維製品 (国家の安全保障に直接関係するもの) の調達についても、米国製の使用を義務付けており、一定の条件に合う産品がない場合等は適用除外となると規定している。

ただし、いずれの条項にも「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」との文言が入っている。2009年5月には、バイ・アメリカ条項の運用に関する連邦調達規則が、また、6月にはOMB (行政管理予算局) ガイドンスが公表されたものの、いずれも暫定規則であり、最終版は公表されていない。

なお、2009年12月に下院を通過した雇用対策法案 (H.R.2847) には、米国再生・再投資法のバイ・アメリカ条項 (「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」との部分を含む) を、同法案に基づく歳出に適用する旨の規定がおかれている。

② 地方レベルでの政府調達上の問題点 (バイ・アメリカン規律、バイ・ステイト規律等)

州レベルの調達について、多くの州やその他の地方政府レベルにおいては、以下のとおり、依然として州内の企業の優遇を明文で規定する法令や制度を維持している。

(a) カリフォルニア州：1999年8月に、州政府の資金が用いられる5万ドル以上の公共工事において米国産品又はカリフォルニア州産品を提供する者との契約を義務づける法案が審議され、州議会を通過した。この法案は、同年9月に州知事が拒否権を発動したため、最終的には成立しなかったが、カリフォルニア州は、政府調達協定の適用を受ける地方政府機関であることから、調達産品について内国民待遇を約束している政府調達協定に違反する可能性もあり得た事例である。更に、2000年9月、カリフォルニア州議会において成立した法律 (SB 1888) においては、強制労働・囚人労働・小児虐待労働等によって生産された外国の資材・商品・サービ

スについて州政府調達から排除することを目的として、納入事業者に対して強制労働等により製品が生産されていないことについての挙証責任を課すものである。

- (b) イリノイ州：州政府との契約において供給された外国製の製品が、幼児労働により製造されたものでないことを明記する旨の規則が運用されている。
- (c) オハイオ州：2011年6月に成立した2012及び2013年度予算法（HB131）において、交通機関に陸上交通支援法（Surface Transportation Assistance Act of 1982）に基づいた米国製品の優先購入の義務付けを行った。
- (d) メリーランド州：公共団体は公益に反する等の場合を除き、公共設備の建設またはそのメンテナンス、公共の場に設置される製造機械及び設備の購入において米国製を義務付ける、バイ・アメリカン法案（HB191）が議会を通過し、2013年10月より適用された。
- (e) テキサス州：テキサス水規約（Texas Water Code）セクション17.183により、テキサス水開発委員会（Texas Water Development Board（TWDB））による契約時に、量または質が担保でない、または20%以上の価格差がない限りにおいて、鉄鋼及び公共事業で使う製品を米国製とすることが2013年9月より義務付けられた。これらの法令についても、対象調達額等によっては、政府調達協定に違反する可能性があり、今後の動向を注視していく必要がある。

<国際ルール上の問題点>

連邦レベルでのバイ・アメリカン法は、原則的に政府調達協定非加盟国や協定適用範囲外の調達を対象としているため、協定に抵触しない可能性が高い。しかし、本制度が自由な貿易取引に与える影響は小さくないため、政府調達協定の適用範囲拡大交渉等において、外国製品に対する差別的取扱いの撤廃を求めていく必要がある。

米国再生・再投資法に含まれるバイ・アメリカ

条項については、「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」と定められているとおり、同法の運用に当たっては、政府調達協定との整合性を保つ観点からしかるべき対応がなされるものと考えており、今後、国際約束の下での義務や保護主義への対抗という国際的な取組との関係で、米国が責任のある対応をとるよう、同法の運用を注視していく考えである。

また、州レベルでのバイ・アメリカ条項については、政府調達協定において対象となる州は現在のところ37州に限られ、残りの州等に協定の効力は及ばないものの、米国の政府調達の約50%を占めると言われる州等の政府調達に貿易に与える影響は、連邦の政府調達に優るとも劣らない。したがって、これら協定の対象外となっている州の政府調達の運用及びそれが与える貿易上の影響についても継続的に注視していく必要がある。

<最近の動き>

我が国は、2001年から始まった日米規制改革イニシアティブにおいて、米国政府に対し、連邦・州政府におけるバイ・アメリカン法を見直し、米国企業と外国企業に平等な事業機会を確保するよう繰り返し要望してきた。2008年10月に米国へ提出した日本国政府の要望事項には、「安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法」の見直しについて掲載している。米国再生・再投資法については、バイ・アメリカ条項は「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」とされているが、2009年2月及び5月のWTO政府調達委員会において同法の運用を注視していく旨表明するとともに、同年春、日米規制改革イニシアティブにおいて、政府調達における内外無差別の原則の徹底や、本件を含む保護主義的措置の見直しについて指摘を行った。また、同年5月及び6月には、バイ・アメリカ条項の運用に関する連邦調達規則及びOMBガイダンスに対するパブリックコメントを提出し、より内外差別的でない運用を担保する内容とすることや、今

後、他の法令に新たにバイ・アメリカ条項が導入されることがないよう要求した。その後も、我が国は対米TPRMやWTO政府調達委員会(2014年6月、10月及び2015年2月)で本件を議題・質問として取り上げるなどして、引き続きバイ・アメリカン法の運用を注視している。

また、2015年1月には、ニュージャージー州(同州は政府調達協定の対象ではない)が、州政府の全ての調達契約において、米国内で製造された製品の使用を義務付ける法案を可決したが、同年2月に、同州知事が拒否権を行使した。このような動きが連邦レベル、他州へと広がらないよう、引き続きの働きかけを要する。

一方的措置・域外適用

1. 米国通商法 301 条関連

米国は、従来から外国の不正な貿易政策・慣行等に対する制裁措置の根拠規定として、1974年通商法 301 条を有していたが、1988年包括通商競争力法では、同条項を改正し、制裁措置をより簡単に採用できるようにするとともに、行政当局の裁量の幅を一層狭めた手続を導入し(スーパー 301 条)、かつ一定の分野に関して、より迅速な特別手続を新設した(知的財産に関するスペシャル 301 条)。

また、電気通信貿易分野での制裁措置に関し、電気通信条項(1988年包括通商競争力法第 1371～1382 条、「1988年電気通信貿易法」)を設けるとともに、政府調達分野において従来のバイ・アメリカン法を改正し、政府調達に関する差別的取扱いに対する制裁措置の手続を新たに規定した。

更に、1994年のウルグアイ・ラウンド実施法で、スーパー 301 条は 1995年限りの時限立法として法律化された(1995年9月に同条を2年間延長する大統領行政命令が発出されたが、現在、同条は失効状態にある)。

以下、条項ごとにその具体的な内容及び最近の

動向について概観する。

(1) 1974年通商法 301 条(1988年包括通商競争力法第 1301 条による修正後の手続)及びその他の関連条項

<措置の概要>

1974年通商法 301 条及びその他の関連条項は、外国の通商協定違反及び不当な慣行、不合理な慣行、差別的な慣行を対象として、調査に基づき、一定の措置を講じる権限を USTR(通商代表部)に対して与えている。

1988年の修正により、従来は大統領の権限であったクロ認定及び制裁措置発動の決定権限が USTR に委譲されたため、他の政治問題から切り離して制裁措置を発動することが容易になった。また、制裁措置の発動が義務とされるカテゴリーが設けられ、USTRの裁量も狭められた。

更に、1994年のウルグアイ・ラウンド実施法による修正により、とり得る制裁措置の範囲及びその内容が、「モノ及びサービスの貿易、又は当該外国との関係におけるその他の分野において、大統領の権限の範囲内のいかなる措置」と規定されるとともに、発動要件の1つとしての「不合理な行為、政策及び慣行」について解釈規定が追加され、知的財産権侵害行為及び競争制限的行為に対する発動の要件が補充された。これにより、同条項の問題点が更に明確化された感がある。

〔調査手続〕

USTRは、(i)利害関係者の申立又は職権により当該行為についての調査を開始し、(ii)調査開始と同時に当該対象国とGATT等の国際規範に規定された協議を行い、(iii)調査開始後一定の期間内(通商協定違反の場合は紛争解決手続終了時点から30日又は調査開始から18か月のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から12か月以内)に制裁措置の対象となる行為の存否及び採るべき措置の内容を決定し、(iv)措置の決定後原則として30日以内(180日の延期可能)に同措置を実施する。

〔制裁措置の理由〕

1) 制裁措置の発動が義務的とされる場合

(301 条 (a))

外国政府の措置や政策が、GATT その他の通商協定に違反し、米国の利益が否定されている場合、又は米国の商業に負担若しくは制限となるような不正な (unjustifiable) ものである場合、USTR は、原則として措置を発動しなければならない。

2) 制裁措置の発動が裁量的とされる場合

(301 条 (b))

外国政府の措置や政策が不合理 (unreasonable) 又は差別的 (discriminatory) なものであって、かつ米国の商業に負担又は制限となる場合には、USTR は制裁措置を発動することができる。ただし、「不合理」な外国政府の措置について、明確な定義は置かれておらず、「ある行為、政策、慣行は、それらが必ずしも合衆国の国際法上の権利の侵害、不遵守に至らなくても、不公正かつ不平衡であれば不合理である」とのみ規定されている。

その後は例示的に、外国政府による「企業設立機会の拒否」「知的財産権の保護の拒否」「市場機会の拒否」「輸出ターゲティング」「労働者の権利拒否」等が挙げられているにとどまる。特に、私企業による組織的競争的活動に対する政府の黙認 (toleration) が市場機会の拒否の例として挙げられているが、これは当該外国政府の「不作為」まで問題とするものであり、恣意的な運用につながるおそれが強いと言える。

<国際ルール上の問題点>

1998 年 11 月、EU は米国通商法 301 条に基づく一連の手続は、USTR の調査開始後 18 か月以内に制裁発動を決定しなくてはならない旨 (304 条) 定めているため、WTO パネルの判断を経ずに米国政府による一方的制裁発動を許す余地があると米国に対し協議を要請、協議はまとまらず

1999 年 3 月にはパネルが設置され、我が国は EU 側に立って第三国参加を行った。2000 年 1 月の紛争解決機関 (DSB) 会合にて、米国通商法 301 条パネルのパネル報告書は採択された。

パネルは、①米国通商法 304 条その他は、文言からは WTO 協定違反のように見えるが、②米大統領が作成した同通商法に関する解釈指針や米国政府の声明を併せ読むと同通商法を WTO に違反しない形で運用するよう指示されているので、通商法 301 条関連手続は WTO 協定違反とは言えない、としている。このパネル判断は、米国がパネル会合において行った声明を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国の声明どおりの履行を期待し、引き続き注視していく必要がある。また、パネルは上記解釈指針や声明の履行といった行政府の自制措置がなければ通商法 301 条は WTO 協定違反との指摘をしているわけであり、この点につき米国は重大な警告として受けとめるべきである。

なお、直接的には 301 条の規定に含まれないが、301 条の趣旨と手続論の下に策定されたスペシャル 301 条、電気通信条項、及び政府調達制裁条項タイトル VII についても、米国はその運用につき WTO 協定整合的に運用しなければならない。これらの点についても、米国の動向につき、今後も注視していく必要がある。

なお、調査開始までの手続を自動化するなど、通常の 301 条の手続よりも硬直性及び一方的性格の強かったスーパー 301 条は、2002 年には失効したが、今後同様の法律が成立される可能性もあり、動向を注視していく必要がある。

<最近の動き>

最近 301 条に基づき調査が開始された事例は、図表 I - 3 - 7 のとおりである。

＜図表 I - 3 - 7＞ 最近の主な通商法 301 条に基づく調査開始事例

対 象	経 緯	
EU ホルモン牛肉 技術障壁	・ 1985年 12月	EU がホルモンを使用した食肉の輸入禁止を決定(1988年実施予定)。
	・ 1987年 7月	調査開始(職権)。
	9月	米国が EU に対し GATT第23条協議要請。
	11月	EU が輸入禁止実施1年延期決定。
	12月	米国が職権で関税引き上げを決定。但し、執行は停止。
	・ 1989年 1月	EU が輸入禁止を実施。 米国、制裁措置発動(骨なし食肉等8品目について100%の関税賦課)／EUも対抗(ドライフルーツ、クルミにつき100%の関税賦課)。
	2月	EU が米国の制裁措置につきパネル要請したが、米国はブロック。
	・ 1996年 5月	米国申立てのパネル設置(TBT協定等)。
	6月	EU が米国の制裁措置につきパネル要請。
	7月	米国が制裁措置を終了。
	・ 1997年 5月	パネル報告書配布(米国勝訴)。
	6月	EU が上級委上訴。
	・ 1998年 2月	上級委報告書採択(米国勝訴)。
	5月	EU は勧告実施の期限である13日を過ぎても輸入禁止措置を継続。 よって米国は制裁措置の承認を要請。
	・ 1999年 7月	DSB は米国の制裁措置要請の一部を承認。米国は制裁措置を発動し、現在も継続中。
	・ 2005年 2月	EU が履行確認パネルを要請。
	・ 2008年	EU が上級委上訴。
	・ 2008年 10月	上級委は、1999年7月の対抗措置承認は継続と判断。
	・ 2009年 1月	米国は、1999年7月に実施した対抗措置を変更することを決定。 (変更は、2009年5月23日まで有効。)
	・ 2009年 5月	米国及び EU は、MOU締結を発表。 第1段階の措置として、EU は、20,000トンの一定の成長促進ホルモン剤を使用していない牛肉の関税割当を実施することとし、米国は、見返りに、2009年5月23日の段階で実行している追加関税を増加しないこととされた。 なお、当該MOU は、一定の成長促進ホルモン剤を使用していない牛肉について、EU が45,000トンへ関税割当を拡大し、米国は本紛争に関連して課される全ての追加関税を停止する旨の第2段階の措置について明記。
・ 2012年 8月	MOU に基づく、第2段階の措置を実行。(期限は、1年間)	
・ 2013年 8月	米国は、米国及び EU は、2015年8月まで第2段階の措置を延長することを公表。	
・ 2013年 10月	米国と EU は公式に第2段階の措置の延長を盛り込んだ MOU修正に合意。	
日本 自動車部品	・ 1994年 10月 1日	職権により日本の自動車補修部品市場の規制について調査開始。
	・ 1995年 5月 10日	クロ決定、制裁品目リスト発表。日本は対米WTO第22条協議を要請。
	・ 6月28日の二国間協議決着を受けて制裁発動せず。	
EU バナナ輸入 制限	・ 1994年 10月 17日	バナナ会社の提訴を受けて EU バナナ輸入制度について調査開始。
	・ 1995年 9月 27日	本件調査は終了させ、WTO での解決を図るべく職権により新たな調査(下記参照)を開始。
	・ 1995年 9月 27日	職権により調査開始。
	・ 1995年 9月 28日	対EU・GATT第23条協議要請。
	・ 1996年 5月 8日	パネル設置。
	・ 1997年 5月	米国の主張を支持するパネル報告。
	・ 1997年 9月 25日	上級委員会報告採択。

対 象	経 緯
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1998年 12月 21日 対EU制裁品目リストを発表。 ・ 1999年 4月 19日 DSBが米国の制裁措置の一部を承認。米国は制裁を発動。 ・ 2001年 4月 EU・米、EU・エクアドル合意。 ・ 2001年 7月 1日 EUが過渡的な措置としてライセンス制度を実施。同日米が制裁措置の発動を解除。
コロンビア、 コスタリカ EUへのバナナ 輸出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1995年 1月 9日 職権によりEUとのフレームワーク合意の下での両国の輸出制度について調査開始。米国は両国がEUと締結したフレームワーク合意(両国の輸出枠を増枠)破棄を求めた。 ・ しかし協議の結果、協力してEUにバナナ制度の改善を働きかける、同制度がWTOで違反とされたときにはEUに協定整合化措置を採るよう働きかける等の二国間合意(コスタリカ1996年1月6日、コロンビア1月9日)を締結。フレームワーク合意は破棄されなかった。 ・ 1996年 1月 10日 クロ決定、ただし今後もモニターするとしつつ制裁は発動せず。
韓国 農産品市場ア クセス制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1994年 11月 22日 肉類業界団体の提訴(韓国の冷凍肉流通期限等、基準認証制度が輸入制限にあたる)により調査開始。 ・ 1995年 5月 3日 対韓国、GATT第22条協議要請。 ・ 1995年 7月 韓国の制度改善(流通期限公定制の廃止の前倒し等)を内容とする二国間合意締結。 ・ 1995年 7月 20日 WTOに合意を通報、調査終了。
カナダ 放送政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1995年 2月 6日 ケーブルTV番組会社の提訴(カナダ当局がカナダの競合企業の要求により有線放映権を取り消した)を受けてカナダの放送政策について調査開始。米加企業間で単一放送サービス会社を設立するとの暫定的な合意が成立、USTRは制裁リスト発表せず。 ・ 期限までに最終的な合意に達せず、1996年2月7日クロ決定、ただし今後もモニターするとしつつ制裁発動せず。 ・ 1996年 3月 7日 米加企業間で単一放送サービス会社を設立することで正式合意。USTRは差別的なカナダの放送政策を引き続き注視していくと発表。
EU拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1995年 10月 24日 豪州、フィンランド、スウェーデンのEU加入に伴う関税引き上げについて職権により調査開始。 ・ 1995年 11月 30日 EU拡大24条6項関税交渉が妥結し、12月4日欧州理事会により承認。 ・ EU全加盟国の署名が済み次第調査を終了するとUSTRが表明。 ・ EUとの二国間合意により、調査の終了を決定。ただし、モニターは続けるとする。
日本 フィルム市場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1995年 7月 2日 コダック社の提訴を受けて調査開始。 ・ 1996年 6月 13日 日本政府の措置は「不合理」としてクロ認定。制裁措置発動については留保。GATT第23条、GATS第23条(大店法等流通関連法令)、制限的商慣習に関する1960年締約国団決定各々に基づく3つの協議を要請。 ・ 1996年 10月 16日 パネル設置。 ・ 1998年 3月 31日 パネル報告配布。 ・ 1998年 4月 22日 パネル報告採択。
カナダ 定期刊行物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1996年 3月 11日 職権によりカナダ政府の定期刊行物に関する制限的措置について調査開始。GATT第22条に基づく協議要請。1997年3月米国の主張を支持するパネル報告。上級委員会報告もこれを支持(1997年6月採択)。 ・ カナダが上級委員会報告に従う旨表明し、1997年9月11日調査終了。
トルコ 興行収入への 課税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1996年 6月 12日 職権によりトルコ政府の映画に係る差別的扱いについて調査開始。 ・ 1996年 6月 25日 GATT第22条に基づく協議要請。更にパネルも設置されるがトルコが措置の撤回に合意したことから手続は進まず。 ・ 1997年 7月 17日 WTO紛争解決機関に二国間合意を通報。

対 象	経 緯
EU 製粉澱粉	<ul style="list-style-type: none"> ・1997年 3月 8日 米国小麦グルテン産業協議会の提訴を受け EU の精製澱粉市場への補助金について調査開始。 ・1997年 6月 6日 EU との二国間合意に基づき協議を行うことを表明し、この協議の結果が出るまでは WTO への提訴を行わないとした。また、同日調査終了。
日本 農産物	<ul style="list-style-type: none"> ・1997年10月 7日 職権により日本政府のある種の農産物に係る輸入禁止について調査開始。 ・GATT第23条、農業協定第19条等に基づき協議要請。 ・1997年11月18日 パネル設置。 ・1998年10月27日 パネル報告。 ・1998年11月24日 日本が上級委員会に申立て。 ・1999年 2月22日 上級委員会報告書配布。 ・1999年 3月19日 上級委員会報告書採択。 ・1999年12月31日 日本が勧告を実施した旨通報。
カナダ乳製品	<ul style="list-style-type: none"> ・1997年10月 8日 米国乳製品製造者連合、米国乳製品輸出理事会、国際乳製品協会の提訴を受けてカナダの乳製品への輸出補助金等の措置について調査を開始。同時に GATT 第 22 条等に基づき協議要請。 ・1998年 3月25日 パネル設置。 ・1998年 5月17日 パネル報告書配布。 ・1998年 7月15日 カナダが上級委員会に申立て。 ・1999年10月13日 上級委員会報告書配布。 ・1999年10月27日 上級委員会報告書採択。
EU プロセスチーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・1997年10月 8日 職権により EU のプロセスチーズへの輸出補助金について調査開始。同日GATT第22条、農業協定第19条等に基づき協議要請。 ※米国は、引き続きこの問題について注視するとされている。
メキシコ 高濃度コーン シロップ	<ul style="list-style-type: none"> ・1998年 5月15日 米国とうもろこし精製者協会の提訴を受けて高濃度コーンシロップの市場アクセスに係るメキシコ政府の政策・慣行について調査を開始。 ・1998年 5月 8日 協議要請。 ・1998年11月25日 パネル設置。 ・2000年 1月28日 パネル報告書配布。 ・2000年 2月24日 パネル報告書採択。
カナダ 観光産業	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年 4月29日 Border Waters Coalition Against Discrimination の提訴を受けて、カナダ(オンタリオ州)の観光産業(スポーツ・フィッシング)に対する規制について調査を開始。 ・その後、何度かの協議を経て、オンタリオ州が当該慣行を撤廃したことから USTR は1999年11月5日に301条上調査を中止。しかし、オンタリオ州の慣行を306条下で監視することを発表。
カナダ 小麦	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年10月23日 カナダの小麦ボードの貿易慣行につき調査を開始。 ・2002年12月17日 GATT第22条等に基づき協議要請。 ・2003年 3月31日 パネル設置。 ・2004年 4月 6日 パネル報告書配布 ・2004年 8月30日 上級委報告書配布
ウクライナ 海賊版CD	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年 3月12日 職権により調査開始 ・2001年12月20日 クロ決定。7,500万ドルの報復関税の賦課を決定(2005年に解除)。
中国 風力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・2010年10月15日 全米鉄鋼労働組合(USW)の提訴を受けて調査開始 ・2010年12月22日 協議要請(EU、日本が協議への参加を表明) ※中国は、10年7月、風力発電設備における補助金制度を終了。
ウクライナ 海賊版ソフト ウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年 5月30日 職権により調査を開始 ・2013年 9月10日 公聴会の実施 ・2013年11月29日 調査の3カ月延長を発表 ・2014年 2月28日 クロ決定。2016年1月末現在、現下のウクライナ政治情勢に鑑み、報復関税の賦課等は実施されておらず。

(2) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条)

<措置の概要>

スペシャル 301 条に基づき、USTR は貿易障壁年次報告書の提出後 30 日以内に提出する報告書において、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を「優先国」として指定し、調査及び当該「優先国」との協議を開始し、協議不調の場合には対抗措置としての制裁手続が進められる。

通常の 301 条手続では 12 か月、協定違反事件の場合は同協定に規定される紛争解決期限後 30 日又は 18 か月の調査期間が規定されているのに対して、それぞれを 6 か月（複雑な場合は 3 か月の延長が可能）とする迅速な手続を規定している点に、スペシャル 301 条の特徴があった。

1994 年のウルグアイ・ラウンド実施法による改正により、TRIPS 協定に関する事項については、調査期間を従来の 6 か月から通常の 301 条手続と同様の 18 か月とした（TRIPS 協定に関しない事項についての調査期間は従来どおり 6 か月）。

<国際ルール上の問題点>

米国は、ある国が TRIPS 協定を遵守している場合であっても、TRIPS 協定対象外の分野で米国の知的財産権を侵害しているときには、今後とも優先国として指定していくとしている（協定の水準を超える保護の要求等）。これは、「協定対象外の事項については、WTO 紛争解決手続によらない一方的制裁措置も可能である」とする米国の立場を反映したものであるが、その問題点は先に指摘したとおりである。

<最近の動き>

2014 年 4 月に USTR より公表された「2014 年スペシャル 301 条報告書」によると、10 カ国を「優先監視国」、27 カ国を「監視国」、2 カ国を「306

条監視国」に指定した。2013 年、ウクライナが「優先監視国」に指定されていたが、現下の政治情勢に鑑み、対応は見送られている。2014 年の報告書においては、2013 年に監視国リストにあったイスラエル、イタリア、フィリピンの 3 カ国が監除外されている。

(3) 電気通信条項 (1988 年包括通商競争力法第 1371 ~ 1382 条、「1988 年電気通信貿易法」)

<措置の概要>

電気通信条項は、大きく 2 つの部分からなる。

第 1 は、強制的な制裁を背景とした交渉である。USTR は、米国の電気通信機器及びサービスにとって「相互に有益な市場機会」を否定する国を調査して「優先国」として指定し、大統領は、USTR の指定後、二国間又は多国間協定を締結するために当該国との交渉を開始しなければならない。仮に一定期間内（本法の制定日から 18 か月、追加的指定の場合は指定日から 1 年）に協定が締結できなかった場合は、大統領は、電気通信機器の輸入や政府調達に関する米国の義務の撤回等の様々な措置を採ることができる。

第 2 は、「通商協定実施状況レビュー」である。USTR は、電気通信に関する米国と外国との通商協定が遵守されているかどうかを検討し、遵守されていないと決定した場合、301 条の強制的措置の発動要件が満たされたものとみなして制裁措置を採ることができる。前出のスペシャル 301 条が通常の 301 条の調査開始に関連づけて発動されるのに対し、電気通信条項では新たに調査を行うことなく、直ちに 301 条自体のクロ決定があったものとみなされる点が特徴的である。

<国際ルール上の問題点>

電気通信条項の適用分野が WTO 協定の対象外である場合においても、当該制裁措置の内容が WTO 協定に反しているときは、既述のとおり当該適用は WTO 協定違反となる（電気通信条項は

米国通商法 301 条と同様の手続を採用しているが、上記 (1) 1974 年通商法 301 条の<国際ルール上の問題点>に記載のとおり、米国通商法 304 条は、WTO パネルの判断を経ずに一方的制裁発動を許す余地があるため、米大統領による解釈指針や米国政府のステートメントなど WTO 整合的な運用を担保する行政府の自制措置がなければ、WTO

協定違反を構成する)。

<最近の動き>

2014 年版「1988 年包括通商協力法第 1377 条に基づく電気通信通商協定実施状況レビュー報告書」によれば、USTR は主要な問題として以下の点を挙げている。

電気通信条項省協定実施状況レビューより 2014 年－2015 年の主要な問題

テーマ	対象国	指摘内容
インターネットを利用するサービスの取引	ロシア	・2015 年 9 月から企業における個人情報の保管を義務付ける法律が成立し、アカウントティング、データプロセス、卸売りなどにおいて、国境を越えたデータ配信に寄与できるか注視
	ナイジェリア	・National Information Technology Development Agency (NITDA) が設定したテレコム業界におけるコンテンツ開発のガイドラインにおいて、外国企業が不当に不利な条件となる可能性。
	インドネシア	・現地データセンターの確保を義務付ける「公共サービス提供企業」の定義が曖昧
	中国 インド	・海外企業の VoIP サービス新規参入に対する規制緩和の必要性
監督当局の中立性	中国	・工業信息化部 (MIIT) の中立性に課題解決に向けた他当局との調整及び関連法の改正の必要性
海外投資	中国	・資本規制及び国有企業との JV が必須条件である事の撤廃の必要性 ・情報サービスの定義改定により規制対象の拡大への懸念
競争環境	ベトナム	・海外からの通信会社への投資規制の撤廃の必要性
	ドミニカ共和国	・モバイル業界の料金構成の不透明さの解消 ・ローミングサービスの確立など
	中国	・パイロットプロジェクトとして立ち上げた「モバイル通信の中古ビジネス」に海外投資家の参加を許可する必要性
国際通話料金	パキスタン トンガ フィジー	・政府による料金規制是正の必要性
	EU	・特にフランス、ドイツ、チェコにおいて、欧州圏外からの国際通話料金が欧州圏内の国際通話料金よりも高い状態を解消する必要性
	ウガンダ	・国際電話に対する課税の解消の必要性
衛星サービス	中国	・新規ビジネスライセンス付与の停滞
	インド	海外事業者の事業内容制限
通信設備	中国	・各種の保護政策、独自標準の採用 ・バンキングの ICT 技術の利用において、技術内容を中国政府に開示することなどを明示したガイドラインの廃止必要性
	インド	・ライセンス条件の変更

テーマ	対象国	指摘内容
	中国 インド ブラジル	・通信設備の電磁両立性に関する認証取得義務への懸念 (特に中国とインドは自国での検査を義務付けている)
通信インフラ整備	ブラジル ナイジェリア インドネシア	・通信インフラ整備に自国製品の使用の義務付け(国全体の規制ではなく、個々の事例を紹介)

(4) 政府調達制裁条項 (タイトルVII) (1988年包括通商競争力法第7003条によって修正された連邦バイ・アメリカン法)

<措置の概要>

本条項は、大統領は1990年から1996年までの間、毎年議会に対して、政府調達において諸外国が米国産品又はサービスに対して行っている差別的取扱いに関する報告書を提出し、USTRはそれに基づき直ちに協議を開始する旨規定し、その後、1999年に発令された大統領令13116号により、1999年から2001年にも報告書を提出するよう定めた。

具体的には、協議開始後60日以内に報告書に掲げられた問題の措置が撤廃されない場合は、それが政府調達争解決手続を開始し、18か月以内に紛争が解決しない場合には必要な制裁措置(調達禁止措置)をとり、その他の差別的調達慣行については、二国間協議を行い、協議開始後60日以内に撤廃されない場合は必要な制裁措置(調達禁止措置)をとるものとされている。

なお、米国は日米包括協議の中で政府調達を優先3分野の1つに掲げる一方、1994年7月には

日本の通信及び医療技術の調達を差別的と認定した。しかし、その後両国間で協議を行った結果、1994年9月末の制裁発効期限前に合意が成立し、制裁措置の発動には至らなかった。

なお、2001年4月30日の発表では、差別的政府調達慣行の指定はなかったが、監視対象であり、当該国政府と協議中である事項として、日本の公共事業、台湾の差別的政府調達慣行と手続上の障害、カナダの州政府の調達慣行、ドイツ政府の「保護条項」の4点が指摘された。

タイトルVIIは1996年に終了し、その後、1999年に発令された大統領令に基づき提出された2001年の報告書の発表以降、新たな報告書は発表されていないが、米国政府がWTO協定に整合的な運用を行うよう、今後とも注視していく必要がある。

<国際ルール上の問題点>

18か月以内に紛争が解決しない場合等の制裁措置については、DSU23条が禁止している一方的措置に違反する可能性がある。

<最近の動き>

<図表 I - 3 - 8> これまでタイトルVIIに基づき差別的と認定された事例

対象国	概要	
ドイツ	重電機器	
	1996年4月	差別的政府調達慣行として指定。
	7月	制裁実施の90日間延長決定。
	10月	ドイツ側が公平な政府調達実現に向けて努力することに合意したとして再度制裁実施の延長決定。(同時にスーパー301条の監視品目に指定し、制度改正を見極めることとした)
韓国	空港建設プロジェクトの入札	
	1999年4月	差別的政府調達慣行として指定
	6月	政府調達協定パネル設置
	2000年6月	韓国の措置は協定整合的とのパネル報告書が採択される。

(5) 報復措置における対象品目改訂に関するカルーセル条項

<措置の概要>

2000年5月に成立した貿易開発法(Trade and Development Act of 2000)は、WTOパネルで勧告されたケースにつき実施が果たされていない場合に、制裁を効率化させることを目的として、あたかも回転木馬(carrousel)のごとく、USTRに貿易制裁対象品目を180日ごとに入れ替えることを義務づけるカルーセル条項を含む。EU敗訴ケース(ホルモン牛肉、バナナケース)の実施が速やかに行われないことに対し、制裁の効果を上げて実施圧力を高めることを目的とする。

<国際ルール上の問題点>

本件は、制裁対象品目を定期的に入れ替えることにより、制裁承認時に想定されていた義務の停止の程度を越えた貿易制裁効果が生じる可能性があり適切でない。係る措置は、DSU第22条4項(制裁の同等性)を含むWTO諸条項に抵触する可能性がある。本条項による制裁品目の入れ替えは未だ行われていないが、DSUの非整合的に運用されないよう、実際の運用を注視していく。

<最近の動き>

EUは2000年6月に協議要請(22条協議)を行い、日本も第三国参加を要請したが、米国により参加は拒絶された(協議は2015年現在も行われていない)。本件においては、参加が認められた国と認められなかった国に関する差別的な扱いを行っており、米国に対して抗議の書簡を送付している。

2. その他

米国の国内法には、米国の対外通商政策や安全保障政策上の理由により、米国外の自然人・法人に対して制裁措置を適用することを定めている法律が幾つか存在する。これらの法律の中には、例えば、制裁対象国への投資を行った外国企業に対して罰則を定めるなど、直接投資等による事業活

動への障害となっているものが多い。これらは第II部第14章で定義する「一方的措置」の問題ではないが、多くのWTO協定上の問題をはらむとともに、外国企業に対しても自国が設定した「ルール」に基づき違法性を判断し、自国法を適用しようとする点で類似する問題点を有している。ここでは、法律の内容を整理するとともに、各法律に規定されている個々の措置が含むWTO協定上及び国際法上の問題点について検討する。

(1) ヘルムズ・バートン法(Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996)

<措置の概要>

1959年のキューバ革命以後、米国はキューバに対して貿易制限措置をとっており、1992年にはキューバ民主主義法(トリチェリ法)により制裁を強化していた。その後、米国民間小型機がキューバ軍機により撃墜されたことを契機として1996年3月に発効したのが本法である。本法は、第I章で、既存のキューバ制裁関連法令に言及する形で、キューバに対する間接金融の禁止(103条)、特定のキューバ製品の輸入に関する制限(110条)等を定めるほかに、以下のような規定を有している。

[第III章関連]

1959年以後にキューバ政府に接収された資産の「取引(trafficking)」を行った者は、本章発効の日から3か月経過した後は、その資産に対する損害賠償請求権を有する米国民に対して責任を負うものとされる。請求訴訟は米国の国内裁判所が管轄権を有する。

[第IV章関連]

米国人の資産を接収した外国人又は接収財産の「取引」に関与する外国人の米国入国査証発給の拒否及び入国の制限を定める。

第III章については1996年8月の発効後、歴代政権下において訴訟開始が可能となる時期を半年ごとに延長され続けており、訴訟が可能となった

時期は存在しない。

他方、第 IV 章に関しては、カナダの鉱物資源会社とイスラエルの農業事業者が実際に適用を受けている（2006 年以降、適用を受けた事例は確認されていない。）。

<国際ルール上の問題点>

ヘルムズ・バートン法は、同法に基づく貿易制限、ビザ発給拒否、米国からの外国人追放が GATT や GATS に違反しようとの WTO 協定上の問題点も存在するが、同時に米国の国内法を第三国の企業にも適用しようとするものであり、その具体的な適用の仕方によっては国際法上許容されない過度な域外適用になりえる。米国は国際法との整合性を確保しつつこれらの制裁法を慎重に運用すべきであり、特に、第三国の企業に対するこれらの制裁法の安易な適用は差し控えるべきである。我が国をはじめ各国は、本法が特に米国外の企業をも対象としている点について、強く懸念を表明してきた。更に、EU は、域内の自然人・法人に対して第三国の措置に従うことを禁止した規則を 1996 年 11 月に発効させ、これに引き続いてカナダ、メキシコも各々対抗立法を制定した。

WTO の場では、EU が 1996 年 5 月にヘルムズ・バートン法に対して協議要請を行い、協議による解決が得られなかったのを受けて、1996 年 11 月にパネル設置が決定された。1997 年 4 月、米国政府が第 IV 章についても大統領に延長権限を付与すべく議会に求めていることと引き替えに、EU は WTO のパネル手続の停止を申請する旨合意し、その後、何の進展もなく、1998 年 4 月にパネルは消滅した。

<最近の動き>

米国政府は 2009 年 4 月 13 日に、キューバ制裁緩和策を表明した。制裁緩和策の内容は、①在米キューバ人の渡航制限撤廃、②在米キューバ人の送金規制撤廃、③両国の家族間の情報通信促進措置の導入、④人道支援目的の対キューバ輸出許可

品目の拡大（例：衣類、衛生関連品目など）。2009 年 9 月 3 日には、規制緩和策の実施を正式に発表し、4 月時点で表明した政策を具体化した。

さらに、米国政府は 2015 年 1 月 15 日、キューバ制裁緩和策を表明。制裁緩和の内容は、渡航制限の緩和、旅行、保険、金融分野等における規制の撤廃、キューバ国民の支援を目的とした輸出又は再輸出の制限の撤廃などである。

日本は、2008 年に日米規制改革イニシアティブの一環として日米で要望書を交換した際、「WTO 協定を含む国際法との整合性を確保しつつ慎重に運用するよう求める」旨を米国政府に対して要望した。

(2) ミャンマー制裁法

（第 II 部第 14 章「政府調達」3. 主要ケース参照）

(3) 包括的イラン制裁法及び国防授權法におけるイラン制裁条項

<措置の概要>

2009 年に P5 + 1（国連安保理常任理事国 + 独）がイランと核問題につき交渉するも、全く進展がなく、2010 年 6 月には安保理決議に至った。また、これまでのイラン制裁法は、具体的対象につき実際に発動されたことがないため、イラン制裁法の内容強化及び大統領への発動義務づけが必要との気運が米議会内で高まった。このような状況の中、2006 年成立のイラン制裁法を強化する法案として、包括的イラン制裁法（CISADA）が 2010 年 6 月両院で可決され、7 月にはオバマ大統領が署名した（以降、数次にわたり制裁対象先の追加等の修正が行われている）。また、2011 年 12 月 31 日には、イランへの追加制裁措置に関する条項が追加された米国国防授權法修正案が両院での可決とオバマ大統領による署名を経て施行された。

CISADA では、石油・石油精製分野に関して、イランの石油資源生産等に寄与する 2,000 万ドル以上の投資を行ったと大統領が判断する者（国内・

国外の双方)及び一定の要件(※1)に該当する者を対象として、9種類の制裁メニュー(※2)から3つ以上を課すこととされた。

また、金融分野では、米国銀行に対し、一定の要件(※3)に該当する外国金融機関との金融取引(コルレス契約の締結・維持)を禁止、又は厳格な条件を課すこととしている。

2011年12月に成立した2012年国防授權法におけるイラン制裁条項では、一定の場合を除き、イラン中央銀行を含む米財務省が指定するイラン金融機関と相当の取引を行った外国金融機関に対し、米国での銀行間決済を禁止することとしている。また、原油取引に関する金融取引を行った外国金融機関についても、制裁対象とされている(ただし、イラン産原油の購入を相当程度削減している国に対して、一定期間、制裁の例外とする規定が存在しており、我が国は2012年3月と9月、2013年3月と9月の計4回、米国政府から、例外措置を適用された。なお、2014年1月20日からの制裁緩和措置のなかで、原油取引に関して、「アメリカ政府は現在イランから原油を輸入している国に対して、現状を上回る量を輸入しない限り、制裁措置を行わない」との文言が盛り込まれた。)

2012年8月には、イラン脅威削減及びシリア人権法が成立し、イラン中央銀行との間で認められる金融取引が「二国間の財・サービス貿易のためのもの」に限定するとともに、CISADAで定められていた制裁メニュー項目が追加(※4)される等の措置がとられた。また同月、イラン制裁に係る大統領令が成立し、イランの石油化学製品の購入及び生産拡大に資する財、サービスの提供を行う者への制裁措置等を追加した。

また、2013年1月に成立、2013年7月に施行した2013年国防授權法におけるイラン制裁条項では、特定分野(原油と天然ガスを除くエネルギー全般、港湾、船舶運送、造船)に係る財・サービスの販売・提供等を行う者への制裁、特定の原材料(アルミ、鉄鋼等)に関する取引を行う者への制裁措置を追加し、更なる対イラン経済制裁を実

施している。

(※1) ①イランの石油精製品の生産に貢献する製品・サービス・技術・情報・支援をイランに対して提供する者、②イランに対して石油精製品を輸出した者、③イランの石油精製輸入に貢献する製品・サービス・技術・情報・支援をイランに対して提供する者。

(※2) ①米国輸出入銀行の支援、②米国当局による輸出許可発行の禁止、③米国金融機関による融資の禁止、④米国債引き受け等の禁止、⑤政府調達禁止、⑥制裁対象者からの輸入制限、⑦米国内における外国通貨へのアクセス禁止、⑧米国銀行システムへのアクセスの禁止、⑨米国内における不動産取引の禁止。(①～⑥は従来のイラン制裁法の内容を継承。)

(※3) ①イランの核開発・テロ活動を支援する機関、②国連安保理決議にて制裁措置対象になっている機関、③イラン革命防衛隊及び関連団体、④資産凍結対象となっている金融機関、のいずれかとの取引関係があること。

(※4) ①米国人による制裁対象者への投資、株又は債権購入の禁止、②制裁対象者に対する査証発給禁止、③大統領による制裁対象者の役員等に対する制裁の適用

<国際ルール上の問題点>

両法における制裁措置は、海外企業の貿易・金融取引を直接的に制限する効果を生じることから、国際法上許容される範囲を超えた過度な立法管轄権の行使となるおそれがある。

また、制裁措置のうち、②米国当局による制裁対象者向けの輸出許可発行の禁止及び⑥制限対象者からの輸入制限は、輸入に対する「関税その他の課徴金以外の禁止又は制限」に該当し、GATT11条1項に抵触する可能性があるため、GATT21条(安全保障例外)等に該当しない限り、GATT違反とされる可能性がある。

<最近の動き>

2013年6月、大統領令13645が発表され、イランの自動車生産に資する財・サービスを相当程度販売・供給または移転を禁止することとされた。また、外国金融機関による相当程度のリアル建資金の売買・保有またはイラン国外でのリアル建口座の保持が禁止された。

一方、対米関係改善を公約に掲げる大統領の就任(2013年8月)後、イランとP5+1との核問題に関する協議が進捗し、2013年11月24日、問題の包括的解決に向けた「共同作業計画」(Joint Plan of Action)が合意され、イラン側が核問題への対応を進めることを前提に、2014年1月20日から同年7月20日までの6ヶ月間において、以下の措置を含む制裁の緩和措置が講じられた。

- ①イラン産原油輸入量を現在の相当程度削減した水準で維持。
- ②金・貴金属、石油化学分野、自動車分野での禁輸措置の停止。

また、その後の継続的な協議を通じて、イラン側に核問題への対応が見られるとして、制裁緩和期限は2014年7月20日から、2014年11月24日、2015年6月末日までと2度延長されている。

その後、2015年7月14日には、P5+1において、JPOAをさらに包括的に進める共同包括作業計画「Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA」が採択され、上記の緩和措置が延長された。

また、JCPOAにあわせ、国務省は「JCPOA contingent waiver」によって追加の制裁緩和措置を設定した。この緩和措置では、米国国籍を持たない外国人がイランと一定の取引(イラン通貨「リアル」取引、イラン銀行と取引、イランの商業利益の国外転送などといった金融取引、保険取引、原油取引、石油化学製品取引、イランエネルギーセクターとの取引、港湾管理者、物流業界との取引、金など貴金属取引、自動車業界との取引)することを認めている。

(4) 再輸出管理制度

<措置の概要>

米国の再輸出管理制度は、特定の物品が米国から輸出された後、第三国に再輸出される場合に米国の規制が及ぶという制度である。仮に日本からの輸出であっても、例えば①米国原産品目(貨物、ソフトウェア、技術)、②米国原産品目が一定レベルを超えて含まれる製品(組込品)、③米国原産の技術、ソフトを使用して製造された特定の直接製品、④米国の直接製品を主要部分とするプラントで製造された製品を輸出する場合は、米国政府の許可が必要とされる。こうした米国政府による規制は、輸出管理に関する各種国際合意を遵守している日本政府による輸出管理手続を経た輸出についても適用されている。

我が国を含め、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している国からの輸出について、こうした二重の規制を課す事は不要である。加えて、米国の輸出者が輸入者(再輸出者)に対して米国からの輸出品目に関する十分な情報(輸出管理品目番号(ECCN)等)を提供することが義務づけられていないため、輸入者(再輸出者)による品目の特定や規制の該非判断が困難となり、適切な輸出管理のためのプロセスが阻害される懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

米国の再輸出管理制度は、米国の各種法規の中でも、非常に広範に、国際法上許容されない国内法の過度な域外適用がなされるおそれがある。

<最近の動き>

我が国は、2001年から開催されている日米規制改革及び競争政策イニシアティブ(以下、日米規制改革イニシアティブ)等の場において本件を取り上げ、米国国内法の過度な域外適用のおそれについて指摘するとともに、輸出管理に関する各種国際レジームに参加し十分に実効的な輸出管理を実施している我が国からの輸出について、米国再

輸出管理の適用除外とするよう、求めてきた。また、適用除外が実現するまでの当面の措置として、①米国の制度に関する日本語のホームページ開設および在日米国大使館への相談窓口の設置、②米国の輸出者から我が国企業への十分な製品情報提供の義務化を要望してきた。

この結果、2003年には米国再輸出管理制度の概要が日本語で商務省のウェブサイトに掲載され、米国輸出管理セミナーが東京で開催される等、米国の制度に関する理解を深めるための措置が米国政府によって講じられた。また、同年11月には、輸出者が規制品目分類番号(ECCN)等の品目情報を輸出先に提供すべきである旨を盛り込んだ“Best Practices for Transit, Transshipment, and Reexport of Items Subject to the Export Administration Regulations(以下、“Best Practices”)”が作成された(“Best Practices”は、2011年版へ更新)。なお、引き続き運用の変更は見受けられないが、2014年1月に商務省産業安全保障局(BIS)が公開した文書によると、「“Best Practices”に基づき、米国の輸出者は海外輸入者に対して、輸送前に輸出物のECCNを海外の顧客に送付、各国の輸入許可証のコピーを取得することを、BISは推奨する」との立場を示している。また、BISは、SNAP-R(Simplified Network Application Redesign)システムをオンラインで提供しており、再輸出時の申請や品目分類等のチェックが可能となっている。

しかしながら、この“Best Practices”には法的拘束力がなく、米国からの輸出品目に関する情報を輸入者(再輸出者)が入手する上での問題を根本的に解決するものとはなっていなかったため、我が国は、改めて日米規制改革イニシアティブの場において、2006年、2007年、2008年と、上記要望を盛り込んだ同イニシアティブ対米要望書を米国政府に手交した。また、2011年に行われた日米経済調和対話においても同旨の要望を行った。

2011年6月には、米国の輸出管理制度改革イニシアティブの一環として、米国輸出管理規則に

新たな許可例外として戦略的貿易許可(Strategic Trade Authorization: STA)が追加された。ここでは、STA適用の要件として、米国の輸出者が荷受人に各品目の規制品目分類番号(ECCN)を提供することが義務づけられている。今後、STAによる許可例外以外の品目についても品目情報の十分な提供が義務化されるよう、引き続き協議を行っていく必要がある。制度に関する周知については、在京米大使館商務部はBISと共同で、日本国内での定期的な説明会・質問会を開いており、直近では2014年4月23及び24日に東京にて関連制度の説明や質問対応が行われた。

(5) 外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: FATCA)

<措置の概要>

- (1) FATCAは、米国追加雇用対策法(Hiring Incentives to Restore Employment Act)の一部として、米国納税者が資産を海外に移転することによる脱税の防止をその主な目的として、2010年3月18日に署名され、成立(2013年1月1日施行)したものであり、13の規則により構成されている。このうち特に、特定外国口座に関する報告義務を定めた規則は、米国内国歳入法(Internal Revenue Code)に、別途、新たな章となる「第四章 特定の外国口座に関する報告が必要となる税」(Chapter 4: Taxes to Enforce Reporting on Certain Foreign Account)を加え、外国金融機関(下記参照)への一部支払いを新たな源泉徴収対象に追加することなどを主な内容とする。
- (2) 上記新設第四章は、別途定義される外国金融機関(Foreign Financial Institutions、「FFI」。米国内国歳入法1471条(d)(5)参照)に対する米国源泉の利子、配当、賃貸料等及び米国源泉の利子又は配当を生み出す資産の売却・処分に伴うグロスの支払い等について、それが自己勘定の取引によるものか否かを問わずすべてを

源泉徴収の対象とし、「米国財務省が定める一定の要件」を満たさない限り、30%の源泉徴収税率を適用することとしている。租税条約に基づいて還付を求めることができる可能性もあるが、還付を受けるまでの間資金を固定され、またその間の利子が付されないなどの取扱いがなされている。FFIに対する源泉徴収税について「米国財務省が定める一定の要件」とは、当該FFIが一定の事項を含むFFI契約を米国財務省と締結することであるとされる。主要な事項を挙げれば、①当該FFI及び定義された拡大関連者グループ内の口座保有者の口座について米国民口座（米国民、米国居住者、米国法人等の「特定米国人」の金融口座、または米国人が（議決権の10%以上を保有するなど）実質的に所有する外国事業体の金融口座。米国内国歳入法1471条(d)(1)参照）か否かを特定するために、米国財務省が定めるデューディリジェンス手続及び検証を行う、②米国民口座に関する情報を年に一度米国内国歳入庁に報告する、③米国民口座の情報を開示することが法律で禁じられている場合には、顧客から情報開示の禁止を解除するように求め、解除できない場合には、米国民口座を閉鎖する、等である。

- (3) さらに、米国民口座か否かを特定する資料提供に応じない非協力的口座保有者及びFFI契約を締結していないFFI（「不参加FFI」）に対する「パススルー支払い」（源泉徴収対象となる支払い）について契約を締結するFFIが30%の源泉徴収を行うこともFFI契約の内容とされている。また、米国財務省・内国歳入庁が発表したNoticeにおいて、かかるパススルー支払いであることの立証の困難性から、当該FFIの米国資産が全体の資産に占める割合を米国源泉の利子等の所得に乗じることによってパススルー支払いの額を決定するものとされ、すなわち、当該FFIが対象の受取人の勘定以外（自己勘定を含む）で行っている投資を区別することなく、米国源泉の利子等の所得の一部が当該受取人に

対して支払われたとみなす扱いとされた。

（FATCA 制定に至った背景については、2013年版不公正貿易報告書162ページ(4)～(5)参照。）

<国際ルール上の問題点>

FATCAは、米国政府が、米国外に所在する外国金融機関に対し、米国財務省が定める特定の顧客・口座管理の方法（出生地、居住地などについての本人からの情報収集、米国人であるか否かを確認するための厳格なデューディリジェンス、米国民口座に関する一定の情報提供及び情報収集に応じない顧客口座への支払いに対する源泉徴収および強制解約など）を事実上強制するものである。こうした取扱いは、日本の個人情報保護法と矛盾抵触し、又はその他の日本の法令等が想定していない負担を課すことになる可能性がある。また、日本の全国銀行協会は、2009年末時点における入国管理局が把握している日本国内の米国人（米国籍保有者）が約5万2,000人であって、日本の全人口の0.04%程度であり、日本国内の外国人総数（約219万人）と比較しても約24%に過ぎないとして、2010年3月時点で7.9億に及ぶ日本の預金口座すべての調査が必要となるとして負担の軽減を求めていた。この比率に抛れば、日本の金融機関の得ている米国源泉の利子等の所得が日米租税条約の軽減税率の適用のない米国人等の顧客勘定に基づくものであるとする客観的根拠があるわけではない。かかる状況において、日本に所在するFFIが受け取る米国源泉の利子所得等すべてに対して、（軽減税率の適用のない米国人等の顧客勘定によるものか否かを問わず）一律に30%の源泉徴収を適用し、その例外とするために、自己のみならず米国源泉所得を得ていないグループ内金融機関についても、米国人等の口座を特定するために米国財務省が定める特定の顧客・口座管理を行うとするFFI契約の締結を要求することは、個別具体的な内国関連性の存在を問わずに、自ら又はグループ企業が米国に投資している金融機関すべてに対して、米国人等が口座を有している可

能性があるというだけで規制を及ぼすということになり、合理的な立法管轄権の行使といえるのか疑いがある。なお、立法管轄権の問題は、国家と国家との問題であり、私人たる金融機関が契約に応じたとしても立法管轄権の問題が解消されるわけではない。

<最近の動き>

2012年2月8日、米国は、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、イギリスとの間で、FATCAの実施に関する国際的な情報交換の枠組みを構築し、外国金融機関等の負担を軽減する旨の共同声明を公表している。

2012年6月21日に、日本の財務省、国税庁及び金融庁は、米国財務省・内国歳入庁とともに「FATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」を発表した。この共同声明において、日本当局は、日本の金融機関に対して米国内国歳入庁への登録や報告を要請する旨等に合意する見込みであること、また、米当局は、一定の要件を満たす日本の金融機関に

つき FFI 契約を直接結ぶ義務を免除し、一定の要件を満たす日本の金融機関に対する支払いにつき FATCA 上の源泉徴収を免除する旨等に合意する見込みであることが示された。

2013年1月17日に米国において公表された FATCA 施行に関する最終規則は、米国と複数の外国政府との間の政府間合意と整合したものとなっており、段階的实施に関する規定、源泉徴収の対象としない支払いの範囲や FFI の遵守・確認義務を明確化する規定等が設けられた。

2013年6月11日、米国の FATCA 実施に関して、日米当局が行う協力、及び、日本国内の金融機関が実施すべき手続きの内容等を明確化するため、日米当局は「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」を発表した。この声明において、非協力口座に対し源泉徴収や口座の閉鎖を求めないこと、非協力口座についてはその総数・総額のみを米国当局に報告すればよいこと等が確認された。これにより、米国の FATCA 実施に関する、日本国内の金融機関の負担軽減が図られることとなった。

